

平成 30 年度
緊急消防援助隊中部ブロック
合同訓練実施計画書（案）



総務省消防庁

緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練静岡県実行委員会

平成30年8月22日現在

目次

第1 実施要綱

平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練実施要綱	1
訓練会場図	7
平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練参加隊一覧表（陸上）	8
平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練参加隊一覧表（航空）	9
静岡県地元消防隊及び静岡県相互応援隊の訓練参加部隊一覧表	10

第2 実施要領

訓練全般統一事項	12
要救助者対応要領	15
部隊運用訓練及び本部運営訓練指揮命令系統図	17

11月4日（1日目）

11月4日（1日目）訓練別進行表	20
11月4日（1日目）実動訓練統一事項	21
訓練No.A 応援等要請情報伝達訓練実施要領	24
訓練No.B 図上訓練実施要領	26
訓練No.C 指揮支援部隊長及び指揮支援隊長参集・受入訓練実施要領	30
訓練No.D 県大隊（統合機動部隊）参集及び受入訓練実施要領	32
訓練No.E 本部運営訓練実施要領	34
訓練No.F 災害情報収集・配信訓練実施要領	35
訓練No.G 瓦礫救出救助訓練実施要領	37
訓練No.H 市街地火災消火訓練実施要領	38
訓練No.I 広域医療搬送訓練実施要領	39
訓練No.J 化学工場消火救助訓練要領	40
訓練No.K 水難救助訓練実施要領	41
訓練No.L 多重衝突道路崩落事故救出訓練実施要領	42
訓練No.M 後方支援活動訓練実施要領	43
訓練No.N 燃料補給訓練実施要領	45
訓練No.O 部隊調整訓練実施要領	47

11月5日(2日目)	
11月5日(2日目) 訓練別進行表	50
11月5日(2日目) 実動訓練統一事項	51
訓練No.P 調整本部・指揮支援本部運営訓練実施要領	55
訓練No.Q 災害情報収集・配信訓練実施要領	56
訓練No.R 市街地中高層建物倒壊現場対応訓練実施要領	57
訓練No.S 市街地倒壊家屋対応訓練実施要領	58
訓練No.T 中山間地倒壊家屋対応訓練実施要領	59
訓練No.U 山間部土砂災害救出訓練実施要領	60
訓練No.V 大規模市街地火災対応訓練実施要領	61

激励巡視

11月4日(1日目) 激励巡視実施細目	62
11月5日(2日目) 激励巡視実施細目	64

終了式

終了式実施要領	65
---------	----

別添資料

別添1 トランシーバー指定表	67
別添2 訓練全般連絡先一覧表	68
別添3 図上訓練・本部運営訓練 会場連絡先一覧表	69
別添4 進出時間一覧	70
別添5 参集訓練受付簿	71
別添6 映像配信スケジュール	72
別添7 終了式整列隊形図	73

別図

別図1~23	75~82
--------	-------

第 1 実施要綱

平成 30 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練実施要綱

1 目的

静岡県遠州灘を震源とする突発地震に起因する大規模災害を想定した訓練を通じて、消防応援活動調整本部（以下、調整本部）を軸とした静岡県及び県内市町における受援体制の強化を図るとともに、大規模な広域防災拠点である富士山静岡空港を利用した部隊進出、輸送、部隊運用訓練等を通じて、緊急消防援助隊並びに各関係機関が相互に部隊特性の理解促進に努め、災害活動能力の向上を図ることを目的とする。

2 訓練方針

総務省消防庁から示された「平成 30 年度緊急消防援助隊地域ブロック訓練実施上の重点推進事項（平成 30 年 3 月 8 日付け消防広第 124 号）に基づき、各関係機関の部隊相互の連携強化を図るべき訓練を、ブラインド型の訓練で実施する。

3 訓練主眼（全体）

(1) 指揮命令機関の運営管理力の向上

消防応援活動調整本部、指揮支援本部、現地合同調整所等の指揮命令機能が的確に発揮する訓練。

(2) 関係機関の連携強化

東日本大震災、熊本地震及び多発する自然災害等の教訓を踏まえ、大規模災害に対応する消防、警察、自衛隊、海上保安庁等や医療機関等、消防防災機関が連携した訓練。

(3) 静岡県の受援体制の強化

- ア 既存の各種計画、要綱、マニュアルの検証
- イ 大規模な広域防災拠点である富士山静岡空港を利用
- ウ 災害対応に必要な資源（ソフト、ハード）の確認

4 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日）8 時 30 分から 11 月 5 日（月）12 時 15 分まで

5 主催

- (1) 総務省消防庁
- (2) 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練静岡県実行委員会

6 共催

静岡県中部地域道路啓開検討会

7 訓練参加機関

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| (1) 総務省消防庁 | (8) 陸上自衛隊 |
| (2) 静岡県 | (9) 国土交通省 |
| (3) 静岡県警察本部 | (10) 海上保安庁 |
| (4) 緊急消防援助隊 | (11) 静岡DMAT |
| ・ 千葉市消防局指揮支援隊 | (12) 島田建設業協会 |
| ・ 大阪市消防局指揮支援隊 | (13) 静岡県解体工事業協会 |
| ・ 中部ブロック内6県大隊 | (14) 静岡県志太榛原生コンクリート協同組合 |
| (富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県) | (15) 災害救助犬静岡 |
| (5) 静岡県内消防本部 | (16) 静岡県レッカー事業協同組合 |
| (6) 浜松市、牧之原市、島田市消防団 | (17) 静岡県石油業協同組合 |
| (7) 航空自衛隊 | (18) 新北市政府消防局 |

8 訓練項目

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 応援要請訓練 | (10) 応援要請等初動対応訓練（航空） |
| (2) 部隊参集訓練 | (11) 指揮支援部隊参集受入訓練（航空） |
| (3) 図上訓練 | (12) 災害情報収集映像配信訓練（航空） |
| (4) 本部運営訓練 | (13) 航空小隊参集訓練（航空） |
| (5) 部隊運用訓練 | (14) 救出救助搬送訓練（航空） |
| (6) 部隊移動訓練 | (15) 負傷者搬送訓練（航空） |
| (7) 部隊調整訓練 | (16) 消防車両搬送訓練（航空） |
| (8) 後方支援訓練 | (17) 空中消火訓練（航空） |
| (9) 燃料補給訓練 | |

9 訓練想定

(1) 1日目訓練

平成30年11月4日（日）8時30分、静岡県遠州灘を震源とする突発地震が発生した。地震の規模はマグニチュード9.1静岡県では県西部中部を中心に震度7を観測した。この地震で、建物倒壊、土砂災害及び延焼拡大中の火災等を確認した。

沿岸部においては、津波による浸水のため、建物等に取り残された者や漂流者が多数発生している。

(2) 2日目訓練

平成30年11月4日（日）8時30分、静岡県で突発地震が発生した。静岡県では磐田市及び島田市で震度6強を観測した。

この地震で、建物倒壊、土砂災害及び延焼拡大中の火災等を確認した。

10 訓練進行予定

(1) 平成30年11月4日(日)

時間	訓練項目
8:30	● 応援要請訓練 < 静岡県内消防本部 >
8:30~16:00	● 部隊参集訓練 ※ 図上訓練とは連動しない。
8:30~12:00	● 図上訓練 < 静岡県災害対策本部 > ・ 静岡県消防応援調整本部 < 静岡県中部地域局 (中部方面本部) > ・ 中部方面消防応援調整本部 < 静岡県西部地域局 (西部方面本部) > ・ 西部方面消防応援調整本部 < 富士山静岡空港 > ・ ヘリベース
到着~16:00 ※ 1部夜間訓練実施	● 本部運営訓練 < 図上訓練会場 > ・ 部隊運用訓練の統制 ● 部隊運用訓練 < 航空自衛隊浜松基地 > ・ 市街地火災消火訓練 ・ 瓦礫救出救助訓練 ・ 広域医療搬送訓練 < 菊川市消防本部 > ・ 化学工場消火救出救助訓練 < マリンパーク御前崎 > ・ 津波漂流者救出訓練 < 国道473号工事現場 > ※ 夜間訓練~19:00 ・ 多重衝突道路崩落事故救出救助訓練
部隊運用訓練会場から後方 支援会場までの移動	● 部隊移動訓練 < 富士山静岡空港西側多目的用地 >
20:00~21:00	● 部隊調整訓練 < 同上 >
到着~翌日 8:30	● 後方支援活動訓練 < 同上 >
適宜実施	● 燃料補給訓練 < 同上 >

(2) 平成 30 年 11 月 5 日 (月)

時間	訓練項目
～8:30	●後方支援訓練
7:45	●部隊移動完了
7:50	●消防車両搬送訓練（航空部門） ※自衛隊航空機により富士山静岡空港到着予定
8:15～	●無線交信試験
9:00～12:00	●総合訓練＜富士山静岡空港西側多目的用地＞ ・情報収集、映像配信訓練 ・調整本部、指揮支援本部運営訓練 ＜仮想磐田市＞ ・市街地中高層倒壊現場対応訓練 ・市街地倒壊家屋対応訓練 ＜仮想島田市＞ ※道路啓開訓練 ・中山間地倒壊家屋対応訓練 ・中山間地土砂災害対応訓練 ＜仮想牧之原市＞ ・大規模市街地火災対応訓練 ----- ＜御前崎市浜岡総合運動場＞ ※別会場 ・物資輸送訓練（航空部門） ＜御前崎市池新田津波避難タワー＞ ※別会場 ・津波避難者救出訓練（航空部門） ＜大井川河川敷運動公園、大井川河口洋上＞ ※別会場 ・大規模林野火災空中消火訓練（航空部門）
12:00～12:15	●終了式

11 訓練振り返り

各訓練終了後には、目的及び主眼について運営係員の指示により振り返りを実施する。

12 訓練の中止

(1) 次に示す場合は、総務省消防庁及び静岡県実行委員会が協議の上、11月4日（日）6時までに訓練の全部又は一部の中止を決定する。

ア 静岡県内において、震度5弱以上の地震が発生し、又は静岡県内の広範囲において大雨警報、洪水警報等が発表され、災害対策が必要と見込まれる場合

イ 中部ブロック内又は国内において、大規模災害等が発生し、緊急消防援助隊の出動

要請等の可能性が考えられる場合

13 その他留意事項等

- (1) 訓練参加に係る往復の交通費（高速道路料金等を含む）、燃料費、隊員及び係員の日当等の費用は、参加機関により負担する。
- (2) 訓練は指揮命令機関の指揮運営及び部隊運用の下、実践的な訓練を計画していることから、訓練参加者は、指揮命令系統を遵守し、安全管理に細心の注意を払う。万が一事故が発生した場合は、各県大隊で対応することとし、訓練主催者に報告すること。
- (3) 訓練参加者は、災害対応や事故等により、訓練に参加できなくなった場合は、速やかに訓練主催者へ連絡する。
- (4) 訓練の詳細については、「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練実地要領」及び「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部門実施要領」に定める。

14 緊急連絡先

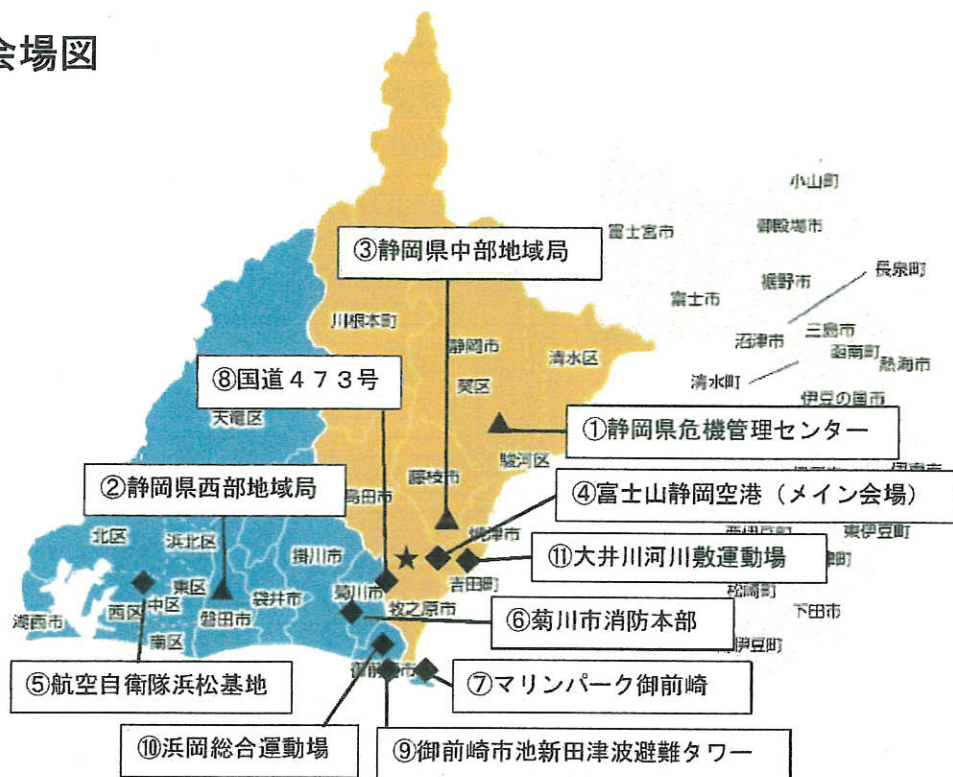
(1) 訓練全般

- ア 総務省消防庁広域応援室広域応援調整係 TEL03-5253-7527
- イ 静岡県危機管理部消防保安課 TEL054-221-2074

(2) 航空関係

- ア 総務省消防庁広域応援室航空係 TEL03-5253-7527
- イ 静岡県消防防災航空隊 TEL054-261-4483/4484

訓練会場図



(1) 1日目

ア ▲図上訓練

- ① 静岡県危機管理センター（静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁別館5階）
- ② 静岡県西部地域局（磐田市見付3599番地4静岡県中遠総合庁舎1階）
- ③ 静岡県中部地域局（藤枝市瀬戸新屋362番地1静岡県藤枝総合庁舎2階）
- ④ 富士山静岡空港ヘリベース（牧之原市坂口3336番地4）

イ ◆部隊運用訓練

- ④ 富士山静岡空港西側多目的用地（メイン会場）※富士山静岡空港西側隣接地
- ⑤ 航空自衛隊浜松基地（浜松市西区西山町無番地）
- ⑥ 菊川市消防本部（菊川市東横地385番地）
- ⑦ マリンパーク御前崎（御前崎市御前崎港6104番地1）
- ⑧ 国道473号（東名高速道路相良牧之原IC東）

ウ ★後方支援訓練

- ④ 富士山静岡空港西側多目的用地（メイン会場）※富士山静岡空港西側隣接地

(2) 2日目

◆メイン会場（総合訓練会場）

- ④ 富士山静岡空港西側多目的用地（メイン会場）※富士山静岡空港西側隣接地
- ⑨ 御前崎市池新田津波避難タワー（御前崎市池新田8665番地の3）
- ⑩ 浜岡総合運動場陸上競技場（御前崎市池新田444）
- ⑪ 大井川河川敷運動公園陸上競技場（焼津市西島538）

平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部隊参加一覧表

《航空小隊》						
県及び市名	隊名	無線呼称(統制波3)	機種	人員		備考
				4日	5日	
名古屋市	名古屋市消防航空隊	なごやヘリ1	AS365N3+/AS365N	6	6	
千葉県	千葉市消防防災航空隊	ちばヘリ	AS365N3	4	—	
三重県	三重県防災航空隊	みえけんヘリ	BELL412HP	—	6	
愛知県	愛知県防災航空隊	あいちけんヘリ	BELL412EP	6	—	
岐阜県	岐阜県防災航空隊	ぎふけんヘリ1	BELL412EP	—	5	陸上支援
富山県	富山県消防防災航空隊	とやまけんヘリ1	BELL412EP	—	8	
石川県	石川県消防防災航空隊	いしかわけんヘリ1	BELL412EP	—	6	
福井県	福井県防災航空隊	ふくいけんヘリ1	BK117C-2	4	—	ヘリサット
静岡県	静岡県消防防災航空隊	しずおかけんヘリ1	BK117C-1	10	10	
静岡市	静岡市消防航空隊	しずおかヘリ1	BELL412EP	6	—	
浜松市	浜松市消防航空隊	はままつヘリ1	AS365N3	—	5	
			11機	36人	46人	

《他機関》						
名称	隊名	無線呼称(統制波3)	人員		備考	
			4日	5日		
航空自衛隊	第1輸送航空隊		—	9		
航空自衛隊	第3輸送航空隊		6	—		
陸上自衛隊	第12旅団第12ヘリコプター隊		—	—	訓練参加調整中	
航空自衛隊	浜松救難団浜松救難隊		8	—		
海上保安庁	特殊救難隊		8	—		
静岡県	警察航空隊		5	—		
静岡県	西部ドクターヘリ	はままつドクターヘリ11	5	—		

静岡県地元消防隊及び静岡県相互応援隊の参加部隊について

	地区	消防本部名	隊名
1日目	中部	静岡市消防局	救助小隊
1日目	中部	静岡市消防局	消火小隊
1日目	中部	静岡市消防局	救急小隊
1日目	西部	浜松市消防局	救助小隊
1日目	西部	浜松市消防局	救助小隊
1日目	西部	浜松市消防局	救急小隊
1日目	西部	浜松市消防局	救急小隊
1日目	西部	菊川市消防本部	消火小隊
1日目	西部	菊川市消防本部	救急小隊
1日目	西部	御前崎市消防本部	消火小隊
1日目	西部	御前崎市消防本部	救助小隊
1日目	西部	御前崎市消防本部	救急小隊
2日目	東部	下田市消防本部	救急小隊
2日目	東部	下田市消防本部	後方支援小隊
2日目	東部	駿東伊豆消防本部	指揮隊
2日目	東部	駿東伊豆消防本部	救助小隊
2日目	東部	駿東伊豆消防本部	後方支援小隊
2日目	東部	熱海市消防本部	救急小隊
2日目	東部	熱海市消防本部	後方支援小隊
2日目	東部	富士山南東消防本部	消火小隊
2日目	東部	富士山南東消防本部	後方支援小隊
2日目	東部	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	消火小隊
2日目	東部	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	後方支援小隊
2日目	東部	富士市消防本部	救助小隊
2日目	東部	富士市消防本部	後方支援小隊
2日目	東部	富士宮市消防本部	消火小隊
2日目	東部	富士宮市消防本部	後方支援小隊
2日目	中部	静岡市消防局	指揮隊
2日目	中部	静岡市消防局	消火小隊
2日目	中部	静岡市消防局	消火小隊
2日目	中部	静岡市消防局	救助小隊
2日目	中部	静岡市消防局	救急小隊
2日目	中部	静岡市消防局（拠点機能形成車両）	後方支援小隊
2日目	中部	静岡市消防局	後方支援小隊
2日目	西部	掛川市消防本部	消火小隊
2日目	西部	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	消火小隊
2日目	西部	磐田市消防本部	消火小隊
2日目	西部	磐田市消防本部	救急小隊
2日目	西部	浜松市消防局	指揮隊
2日目	西部	浜松市消防局	救助小隊
2日目	西部	浜松市消防局	救急小隊
2日目	西部	湖西市消防本部	救急小隊
2日目	西部	浜松市消防局（後方支援Ⅰ型）	後方支援中隊
2日目	西部	※調整中	後方支援中隊
2日目	—	静岡県	通信支援小隊

12

33

第 2 実施要領

訓練全般統一事項

1 基本的事項

- (1) 本訓練はブラインド型訓練を採用しているため、訓練参加者は、指揮命令系統を遵守し、安全管理に細心の注意を払うこと。事故が発生した場合は各県大隊で対応することとし、必要に応じて事務局と協議すること。
- (2) 雨天時の備えは、各自で準備すること。
- (3) 訓練参加時における貴重品の管理は各自で実施すること。また、駐車中の車両及び各種資機材の管理についても徹底すること。
- (4) ゴミは各参加部隊で責任を持って必ず持ち帰ること。
- (5) トイレ及び喫煙については、各会場において指定された場所とし、指定場所以外は厳禁とする。
- (6) 緊急消防援助隊訓練に参加する消防職員であることを自覚すること。
- (7) 訓練実施中における食事は、各県大隊(指揮支援部隊含む)で準備するものとし、自己完結を心掛けること。
- (8) 訓練参加に係る高速道路通行料、燃料費、隊員及び係員の日当等については、参加する各市町又は消防本部等の負担とする。

2 服装

- (1) 図上訓練
活動服、ヘルメット、編上げ靴
- (2) 実動訓練
各機関の災害対応時に装備するものと同様とする。
- (3) 後方支援活動訓練
各県大隊長の指定によるものとする。
- (4) 終了式
終了式実施要領により別に定める。

3 情報伝達

- (1) 訓練全般を通じて、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等、情報通信技術を積極的に活用すること。特に位置情報、災害状況を画像で送信等を行い、指揮支援部隊、統合機動部隊、各県大隊及び各県後方支援本部等との情報共有に努めること。
- (2) 消防機関以外との通信については、防災相互波の活用を考慮すること。
- (3) 特定小電力トランシーバーのチャンネルは事務局が事前に指定するが、もし輻輳した場合は、各隊で調整を図ること。

4 部隊表示

(1) 隊旗

項目	種別			
	指揮支援隊旗	県大隊旗	県大隊指揮隊旗	部隊旗
図上訓練	○	×	×	×
参集・受入訓練	×	○	△	×
実動訓練	○	○	△	×
後方支援活動訓練	○	○	×	×
終了式	○	○	×	×

※ ○表示必要 ×表示不要 △可能であれば表示

※ 荒天時の旗の表示については、省略する場合がある。

(2) 車両表示（消防機関）

ア 訓練に参加する緊急消防援助隊車両は、各消防本部に配布されているマグネットシートを貼付すること。

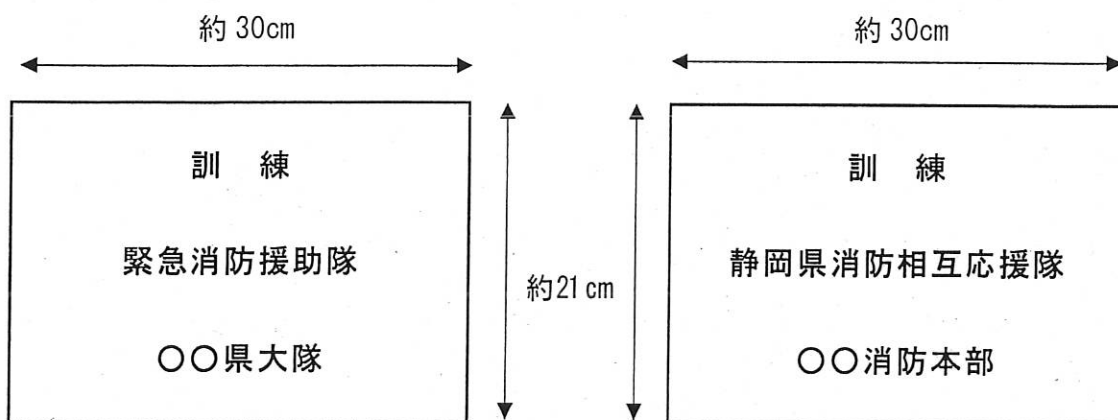
なお、静岡県消防相互応援隊については、マグネットシートの貼付は行わない。

イ マグネットシートの貼付については、走行中に剥がれ落ちることのないように、テープ等で補強すること。

※高速道路走行中に剥がれ落ちると、二次災害を発生させる危険もあることから十分注意すること。

ウ 訓練に参加する緊急消防援助隊等の車両は、実災害への出動と区別するため、下記の例により表示（A4サイズ）を作成し、車両前面ガラスの見えるところへ表示すること。なお、字体及び文字の大きさの指定はしないが、努めて見やすいものとする。

《作成例》



5 通信要領

- (1) 訓練中における指揮命令系統は、「部隊参集運用訓練及び本部運営訓練指揮命令系統図」のとおりとする。
- (2) 無線交信は、簡潔明瞭に行い、各消防本部（局）で使用している無線略語は使用しないこと。

6 激励巡視

- (1) 指定された訓練会場において、総務省消防庁代表者（以下「巡視者」）による激励巡視を実施する。
- (2) 後方支援活動も激励巡視を実施する。
- (3) 激励巡視は事前に整列等を行わず、巡視者は徒歩で巡回して訓練状況を視察する。
- (4) 激励巡視の詳細については、「激励巡視実施要領」により別に定める。

7 見学者等について

- (1) 指定された場所で見学すること。
- (2) 記録員として訓練実施会場に入る場合は、事務局で準備するベストを着用しヘルメット等の個人装備を着装すること。

要救助者対応要領

1 構成

- (1) 生体
- (2) 訓練人形

2 観察

- (1) 各要救助者には、負傷設定（演技できないバイタル等）が表示されているので内容を確認すること。
- (2) 生体の観察及び処置における着衣の切断及び脱衣は行わず、口頭と模擬動作で実施したものとする。
- (3) 四肢については、実際の観察と同様に行うこと。ただし、女性の場合には触診等を行わず、負傷設定表示により判断すること。
- (4) 頭部、顔面及び頸部については、実際の観察と同様に行うこと。また、後頭部などを観察する場合は、髪の毛のかき分けも行う。
- (5) 体幹部
 - ア 訓練用人形及び男性生体は、実際の観察と同様に行うこと。
 - イ 女性の場合には触診、聴診等を行わず、負傷設定表示により判断すること。
 - ウ 背部観察のときに体を動かして側臥位にする行為は、女性にも実施すること。

3 意識レベル

- (1) 意識レベルの確認は通常どおり行うこと。ただし、痛み刺激を与える場合は軽い動作に加え「痛み刺激」と声に出すこととする。
- (2) 見当識障害の確認は通常どおり行うこと。
- (3) 時間経過に伴い、容体変化等による意識レベルの低下もあり得るので注意すること。
- (4) 訓練用人形の場合は、運営係員からの指示又は、設定表示で判断すること。

4 処置

- (1) 各種処置については必要な処置を実施すること。
- (2) 酸素投与については、マスク等を装着することにより実施中と見なすので、実際に酸素ボンベを使用する必要はないものとする。
- (3) 下顎拳上法の痛みを伴う行為については、口頭と模擬動作で示すものとし、要救助者に苦痛を与えないよう配慮すること。
- (4) 外傷の処置については、口頭と模擬動作で示すものとする。なお、全脊柱固定にあつては必要に応じ実施すること。
- (5) 特定行為については、口頭と模擬動作のみ実施し、搬送先にはその旨申し送ることで実施したこととする。

5 医療機関への搬送及び要救助者の引継

- (1) 各訓練会場の医療機関への搬送は、各救急小隊で使用している救急搬送票を使用し、現場指揮者へ報告し仮想病院へ搬送すること。
- (2) 医療機関到着後、医療関係者または運営係員の指示に従い要救助者（負傷者）を収容すること。
- (3) 要救助者引継時に救急搬送票、トリアージタグを医療関係者又は運営係員に提出し、県大隊長等から指示のあった場所に移動すること。

6 救急搬送票及びトリアージタグの取り扱いについて

- (1) 救急搬送票は、搬送した医療機関に提出し、控えは救急隊が保管すること。
- (2) トリアージタグは、1枚目を一次トリアージ終了後に、2枚目を現場救護所から医療機関に搬送する際に現地合同調整所または救急指揮所に、3枚目は搬送先の医療機関に提出すること。

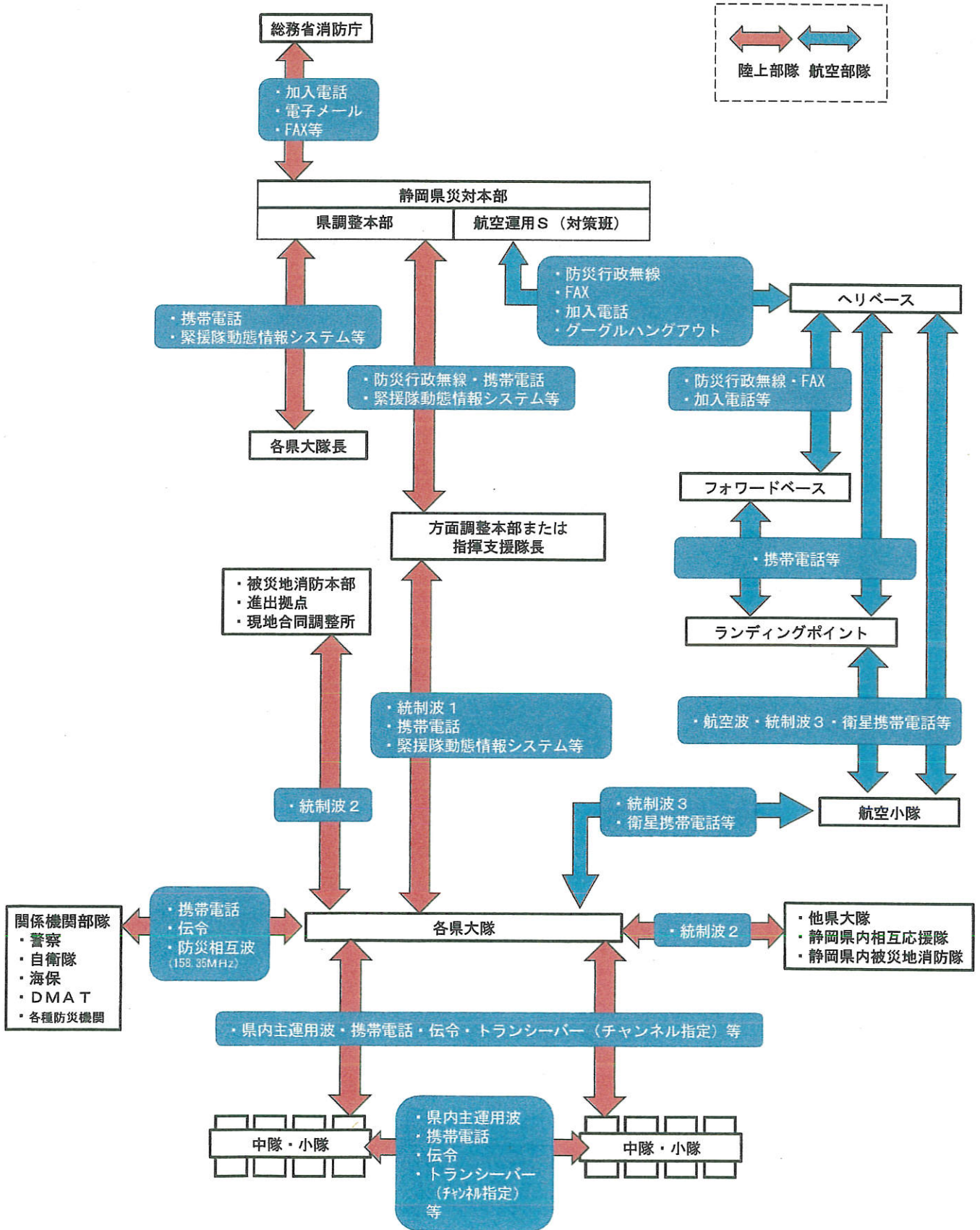
7 要救助者の体調不良時の対応

- (1) 訓練中に体調不良となった場合は、運営係員に申し出ること。
- (2) 上記(1)の係員は、体調不良者を確認した場合、速やかに訓練運営本部（事務局）に連絡し、体調不良者を会場内の救護所に搬送すること。

8 航空機搬送による要救助者の対応等

指定時間までに搬送準備を行うため、運営係員から要救助者の搬送等について指示する場合がある。

部隊運用訓練及び本部運営訓練指揮命令系統図



11月4日（1日目）

11月4日（1日目）訓練別進行表

時間	静岡市	藤枝市	磐田市	浜松市		菊川市	牧之原市	御前崎市	島田市 牧之原市
	静岡県庁	静岡県中部 地域局	静岡県西部 地域局	浜松SA 浜名湖SA	航空自衛隊 浜松基地	菊川市 消防本部	国道473号	マリンパーク 御前崎	富士山静岡 空港用地
8:00				8:30地震発生					
8:10									
8:20									
8:30	B 図上訓練	B 図上訓練	B 図上訓練	D 部隊参集受入訓練					B 図上訓練
8:40									
8:50									
9:00									
9:10									
9:20									
9:30									
9:40									
9:50									
10:00									
10:10									
10:20									
10:30									
10:40									
10:50									
11:00									
11:10					G H I 部隊運用訓練				
11:20									
11:30									
11:40									
11:50									
12:00									
12:10									
12:20									
12:30									
12:40									
12:50									
13:00	E 本部運営訓練	E 本部運営訓練	E 本部運営訓練						E M N 図上訓練 後方支援活動訓練
13:10									
13:20									
13:30									
13:40									
13:50									
14:00									
14:10						J 部隊運用訓練			
14:20									
14:30									
14:40									
14:50									
15:00									
15:10									
15:20									
15:30									
15:40									
15:50									
16:00									
16:10									
16:20									
16:30									
16:40									
16:50									
17:00									
17:10									
17:20									
17:30									
17:40									
17:50									
18:00									
18:10									
18:20									
18:30									
18:40									
18:50									
19:00									
19:10									
19:20									
19:30									
19:40									
19:50									
20:00									
20:10									
20:20									
20:30									
20:40									
20:50									
21:00									
21:10									
21:20									
21:30									
21:40									
21:50									
22:00									
22:10									
22:20									
22:30									
22:40									
22:50									O 部隊調整訓練

11月4日（1日目）実動訓練統一事項

1 基本的事項

本訓練は、緊急消防援助隊に対し事前に訓練項目の割振り及び詳細な訓練想定を明らかにしないブラインド型で実施する。（ただし、訓練想定に必要な車両等の確保に係る都合上、一部の小隊に対してのみ事前に訓練項目等を通知する。）

2 実動訓練会場

- (1) 実動訓練会場周辺の車両移動については、近隣住民、一般車両及び訓練関係車両が往来するため、通行の妨げにならないように努めること。
- (2) 実動訓練中については、大型車両、特殊車両及び救急車の運用を円滑に行うため、運営係員の指示に従い車両部署位置は十分に注意すること。

3 各県大隊の進出拠点からの車両移動

- (1) 各県大（部）隊は指定された進出拠点に到着し、進出拠点本部から指示書を手渡された後、実動訓練出場各隊は災害現場（実動訓練会場）へ進出すること。
なお、災害が収束（訓練終了）した場合は他の訓練エリアへの転戦（部隊移動）についても考慮すること。
- (2) 各県大隊長は、統合機動部隊等の先遣的な隊及び調整本部から活動及び部署スペース等の情報を確認し、自大隊の車両規模を考慮し、訓練エリアまでの出動車両等を判断すること。
- (3) 実動訓練において後方支援を行わない後方支援小隊は後方支援訓練会場へ移動すること。
- (4) 実動訓練会場付近及び訓練エリアでは、案内看板及び運営係員の指示に従うこと。
- (5) 移動中は、道路交通法を遵守すること。また、無理な交差点の進入、通過は避けること。

4 情報伝達

- (1) 「部隊参集運用訓練及び本部運営訓練指揮命令系統図」のとおりとする。
- (2) 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等、情報通信技術を積極的に活用すること。特に位置情報、災害状況を画像で送信等を行い、指揮支援部隊、各県大隊及び各県後方支援本部等との情報共有に努めること。

なお、発災（8時30分）から図上訓練終了（12時00分）までは指揮支援部隊は図上訓練実施中のため動態情報システム等の指示、返信はないものとする。また、電話等で連絡、報告する場合も上記時間は、「実動訓練〇〇県大（部）隊」と付して報告すること。

- (3) 図上訓練中の訓練実施上の情報及び指示については、コントローラー及び訓練運営本部（事務局）が実施する。

5 車両運行

- (1) 訓練エリアについては、道路交通法を遵守すること。また、各訓練エリアに停車するまで、前照灯を点灯させること。なお、サイレンの吹鳴及び赤色灯の点灯については訓練ごとに定める。

- (2) 訓練中の車両動線については、運営係員の指示に従うこと。

6 活動要領

- (1) 訓練会場へ到着した応援隊は、運営係員及び訓練会場関係者の案内により停車した後、指示に従い順次集合場所又は訓練エリアへ出動すること。
- (2) 各訓練エリアでは、運営係員の指示に従うこと。
- (3) 訓練エリアに車両で出動する場合は、各訓練エリア内の指定された場所に部署すること。
なお、車両動線に影響が出る部分に部署した場合は、運営係員が移動を指示する場合がある。
- (4) 各県大(部)隊長は、訓練エリアに車両で出動できない部隊がある場合には、各県大(部)隊間の連携による人員及び資機材の搬送を考慮した活動を行うこと。
- (5) 各県大(部)隊長は、訓練エリアに到着後、先着隊及び運営係員からの情報及び訓練エリア内の現示に基づく現場活動方針を決定し活動すること。
また、複数県大(部)隊が合同で活動する場合は、指揮支援隊長が、統括する県大隊長を指名すること。
- (6) 各県大(部)隊長は、複数県大隊や関係機関と合同で活動する場合は、現地合同調整所を設置すること。また、多数傷病者が発生する災害現場では、救急活動を統括する現場救護所(救急指揮所)を設置しDMAT等医療機関と連携し、搬送病院の選定など救急活動を一元管理すること。
- (7) 訓練中、運営係員が危険であると判断した場合は、訓練を停止又は中止する場合もある。
- (8) 各訓練エリアでは、複数の要救助者(生体、訓練用人形等)が設定されているため、現示に応じた救出活動を行うこと。
- (9) 各県大(部)隊長は、各訓練において付与される災害状況等を基に、活動中止基準の作成や退避方法、場所の指定の周知など安全管理の徹底を図ること。
- (10) 各県大隊は、日没後も訓練が継続することに留意し、各小隊が保有する照明資機材を有効に活用し、安全管理に万全を期し訓練を実施すること。
- (11) 各県大隊長は、活動隊に適宜休憩を取らせるなど隊員の疲労軽減を図り、事故防止に十分努めること。
- (12) 各県大(部)隊長は、指揮命令系統「部隊参集運用訓練及び本部運営訓練指揮命令系統図」に従い、活動の報告を行うこと。
なお、活動の記録については、活動日報(緊急消防援助隊の運用に関する要綱別記様式2(航空隊除く))により部隊調整訓練(作戦会議)で報告すること。

7 検索済み標示要領

- (1) 各小隊間、関係機関との重複した検索を避けるため、現地合同調整所で事前調整を実施し検索を終了した車両、建物等に検索済みの標示を実施すること。
なお、標示については、統一的な活動標示(マーキング)方式(平成26年4月22日付け消防参第67号・消防地第18号「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示(マーキング)方式の導入について」)を積極的に活用すること。
- (2) 各訓練エリアで標示場所の明示がある場合は、標示場所に実施するとともに運営係員の指

示に従うこと。

8 訓練終了

- (1) 各訓練の終了については、県大（部）隊長からの活動終了報告を、指揮支援隊長を通じ指揮支援部隊長に報告し、指揮支援部隊長からの終了指示をもって終了とする。

なお、訓練終了指示を受けた県大（部）隊については、速やかに資機材を撤収し、他の訓練エリアへの転戦、又は後方支援活動訓練会場へ移動する。

- (2) 訓練進行に基づき、訓練進捗にかかわらず訓練運営本部（事務局）から、訓練終了を指示する場合がある。

9 訓練振り返り

各訓練終了後には、目的及び主眼について運営係員の指示により振り返りを実施する。

応援等要請情報伝達訓練実施要領（訓練No. A）

1 目的

災害発生から、南海トラフ地震のアクションプランを適用する緊急消防援助隊の応援要請等の一連の流れにおいて被災地、受援県、消防庁及び応援県との情報伝達訓練を実施することにより、被災地及び受援県にあつては、受援体制の強化、応援県にあつては、迅速な出動体制の強化を図ることを目的とする。

2 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日） 8 時 30 分～当訓練終了

3 参加機関

- (1) 総務省消防庁
- (2) 静岡県
- (3) 中部ブロック 6 県（航空部門含む）
- (4) 中部ブロック 6 県下消防本部（航空部門含む）
- (5) 静岡県内消防本部

4 前提条件

(1) 訓練想定

平成 30 年 11 月 4 日（日）8 時 30 分、静岡県遠州灘を震源とする突発地震が発生した。地震の規模はマグニチュード 9.1、静岡県では県中部西部を中心に震度 7 を観測した。静岡県内全域沿岸部では大津波警報が発令され、予想される津波の高さは巨大である。

(2) 南海トラフ地震のアクションプランが適用される。

(3) 中部ブロック訓練のため長官が決定する応援先はアクションプランとは乖離するが、応援県大隊の配置は下の表のとおりとする。

重点受援県	即時応援都道府県大隊	被害確認後応援等道府県大隊
静岡県	富山県、石川県、福井県	岐阜県、愛知県、三重県

(4) 進出拠点は東名高速道路「浜名湖 S A」又は新東名高速道路「浜松 S A」とする。

(5) 応援県大隊は南海トラフ地震アクションプランに基づく対応をする。

5 訓練要領

訓練参加機関は、緊急消防援助隊応援等の要請に関する要綱（以下「要請要綱」という。）及び静岡県南海トラフ地震における静岡県広域受援計画等に従い、応援等要請及び情報伝達等を行う。

(1) 被災地消防本部

各被災地消防本部は、静岡県南海トラフ地震における静岡県広域受援計画等に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

(2) 静岡県

静岡県は、被災地からの緊急消防援助隊の応援要請を受け、総務省消防庁に対し要請要綱に基づき、緊急消防援助隊（出動可能な全隊）の要請を行う。

(3) 応援県（中部6県）

ア 発災後30分以内に出動可能隊数の報告及び出動準備

緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた県は県内の出動可能隊数（実動訓練出動隊）を取りまとめ、消防庁に対して速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告する。

イ 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた当該県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させ、緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、当該県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数（実動訓練出動隊）を報告し、当該報告を受けた当該県は県内の出動隊数を取りまとめ、総務省消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告する。

(4) 航空部門

別に定める「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部門実施要領」による。

6 応援県の訓練終了時期

中部6県から総務省消防庁に対して、要請等要綱に基づく緊急消防援助隊の出動隊数の報告をもって終了とする。

7 通信手段

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱のとおり電話及びFAXを使用するものとする。

別添2「訓練全般連絡先一覧」参照

8 その他

本訓練は、【訓練No.B】図上訓練と分離し実施する。

図上訓練実施要領（訓練No.B）

1 目的

- (1) 災害発生から、被害情報の把握を迅速に行い実災害時において実際に判断を行う者、又は代理可能な者が自ら判断し、緊急消防援助隊等の応援等要請までの一連の流れにおいて、関係機関に対する連絡調整を実施し、各機関の間における情報共有体制及び受援体制等の強化を図る。
- (2) 緊急消防援助隊要請後、要請要綱第12条等に基づく消防応援活動調整本部を設置・運営する訓練を行うことにより、消防応援活動に係る指揮・調整能力の向上を図るとともに、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」等に基づき、関係機関と連携した訓練を行うことにより、本県の受援体制を検証し、災害対応力の向上を図る。

2 実施日時 平成30年11月4日（日）8時30分～12時00分

3 実施場所

- (1) 静岡県危機管理センター（静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁別館5階）
⇒静岡県災害対策本部【静岡県消防応援活動調整本部】
- (2) 静岡県中部地域局（藤枝市瀬戸新屋362番地1静岡県藤枝総合庁舎2階）
⇒中部方面本部【中部消防応援活動調整本部】
- (3) 静岡県西部地域局（磐田市見付3599番地4静岡県中遠総合庁舎1階）
⇒西部方面本部【西部消防応援活動調整本部】
- (4) 富士山静岡空港ヘリベース（牧之原市坂口3336番地4）

4 参加機関

(1) 静岡県消防応援活動調整本部関係

- ア 本部長 ・ 静岡県知事（コントローラー）
- イ 副本部長 ・ 静岡県危機管理監
・ 指揮支援部隊長（千葉市消防局）
- ウ 本部員 ・ 静岡県危機管理部消防保安課長
・ 代表消防機関の職員（静岡市消防局）
・ 静岡県消防防災航空隊職員

エ 静岡県災害対策本部司令部

- ・ 統括班、対策班、情報班、通信班、医療救護班

- オ 関係機関 ・ 陸上自衛隊LO、航空自衛隊LO、海上保安庁LO、
静岡県警察本部LO、静岡DMAT

(2) 中部・西部消防応援活動調整本部関係

- ア 本部長 ・ 中部・西部方面本部指令班長

- イ 副本部長 ・ 指揮支援隊長（大阪市消防局、名古屋市消防局）
- ウ 本部員 ・ 消防本部の職員
- エ 方面本部指令班
 - ・ 対策係、情報係
- オ 関係機関 ・ 陸上自衛隊ＬＯ、航空自衛隊ＬＯ、海上保安庁ＬＯ、
静岡県警察本部ＬＯ

(3) ヘリベース（富士山静岡空港）

- ア 指揮者 ・ 静岡県消防防災航空隊長
- イ 副指揮者 ・ 静岡県消防防災航空隊副隊長、岐阜県防災航空隊長
- ウ 隊員 ・ 静岡県消防防災航空隊、岐阜県防災航空隊
- エ 県スタッフ ・ 空港管理職員

5 訓練実施体制

「図上訓練組織構成図」のとおりとする。

6 訓練方法

- (1) 事前にシナリオを提示しないブラインド型とする。
- (2) 訓練統制者（コントローラー）から訓練参加者（プレイヤー）にシナリオを付与し、それに対して訓練参加者が意思決定や役割行動等を実践（又は回答）する方法により実施する。訓練中の時間経過については、訓練統制者が示す。

7 訓練実施内容

本訓練の時間配分及び実施内容の骨子は次のとおりとする。

(1) 静岡県災害対策本部関係

- ア 初動時における災害対策本部の設置
- イ 災害対策本部の運営
 - (ア) 被害情報や各種関連情報の収集・集約（仮想実施を含む）
 - (イ) 各支援部隊（消防、自衛隊、警察等）への要請とその取りまとめ、受援体制の確保、各応援隊の相互の活動調整やその活動支援
 - (ウ) 消防応援活動調整本部をはじめとする各チームへの情報提供
- ウ 静岡県防災航空隊及び静岡県警航空隊の偵察による情報収集、各種ヘリコプターの活動状況の把握調整

(2) 消防応援活動調整本部関係

- ア 初動時における消防応援活動調整本部の設置
- イ 消防応援活動調整本部の運営
 - (ア) 静岡県災害対策本部と連携した被害情報や各種関連情報の集約
 - (イ) 緊急消防援助隊の動態情報システムを用いた出動部隊の情報収集や連絡調整

※運用方法については、動態情報システムを模写した付与カードをプレイヤーに配布する。

- (ウ) 指揮支援（部）隊長や関係機関の受入
- (エ) 緊急消防援助隊の活動調整、部隊移動

8 訓練評価

- (1) 訓練実施場所には、当該訓練の評価を行う「訓練評価員」を配置する。
- (2) 訓練評価員は、消防庁職員、訓練検討員及び静岡県を除く中部ブロックの各県からの推薦者（各県1名）とする。
- (3) 訓練評価員が行う評価項目は、評価員に対して別に通知する。

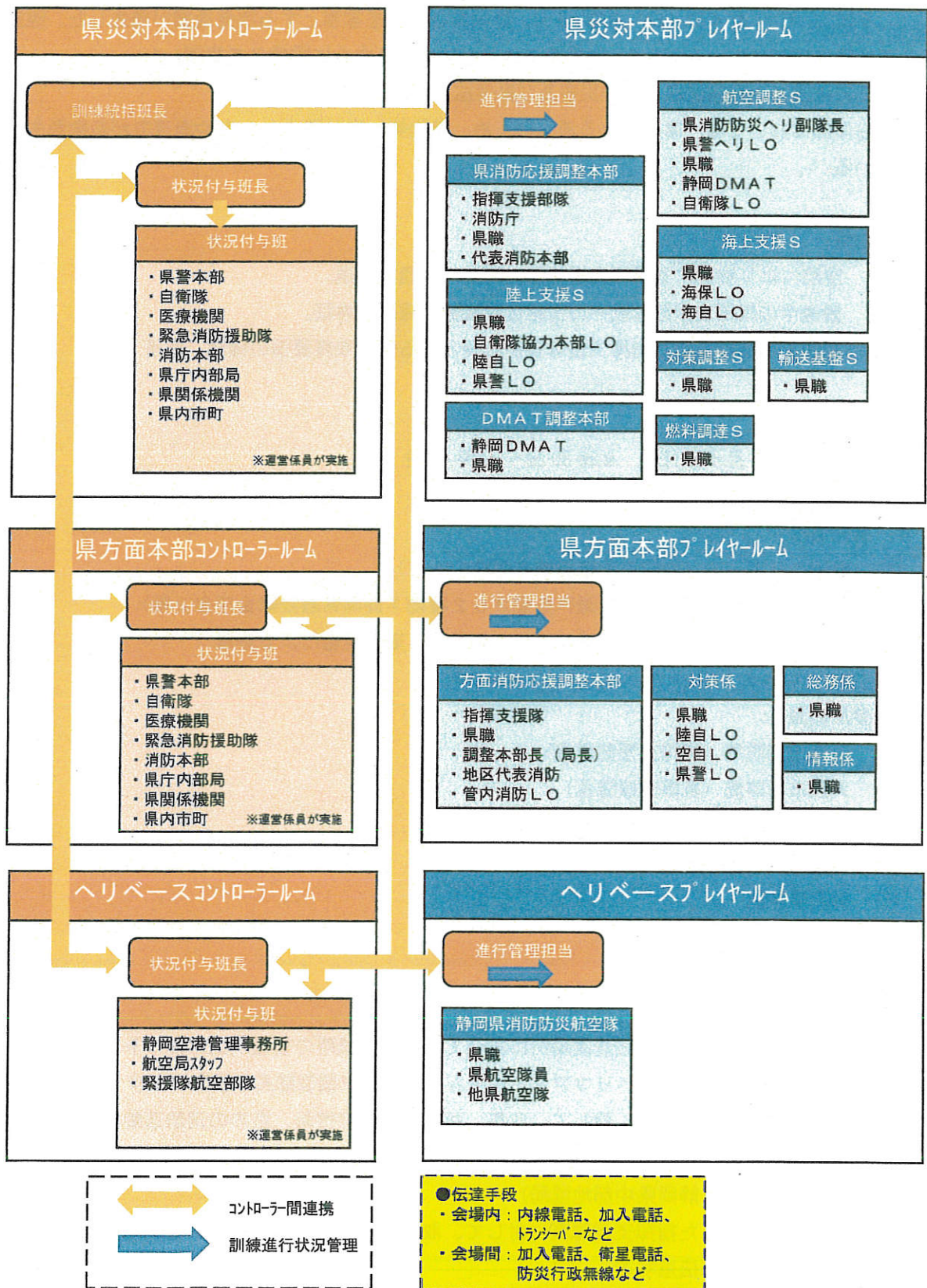
9 連絡先

本訓練時に使用する連絡先は、別添3「調整本部・指揮支援本部運営訓練連絡先一覧表」のとおりとする。

10 その他

- (1) 本訓練の終了は、「訓練評価」が終了した時点又は訓練運営本部（事務局）による指示時点とする。
- (2) 訓練参加者は、訓練会場内においては運営係員の指示に従うこと。
- (3) 見学者は、指定された位置で見学すること。

図上訓練組織構成図



指揮支援部隊長及び指揮支援隊長参集・受入訓練実施要領（訓練No. C）

1 想定

平成30年11月4日（日）8時30分、静岡県遠州灘を震源とする突発地震が発生した。地震の規模はマグニチュード9.1、静岡県では県西部中部を中心に震度7を観測した。

この地震で、建物倒壊、土砂災害及び延焼拡大中の火災等を確認した。

沿岸部においては、津波による浸水のため、建物等に取り残された者や漂流者が多数発生している。

2 主眼

- (1) 空路により参集する指揮支援部隊の安全、迅速な搬送。
- (2) 搬送中の指揮支援部隊長への情報伝達要領の確認、検証。
- (3) 指揮支援部隊長及び指揮支援隊長が必要とする情報収集要領の確認、検証。

3 実施日時

平成30年11月4日（日） 8時30分～10時00分

4 実施場所

- (1) 静岡ヘリポート（静岡市葵区諏訪8番地の10）
- (2) 静岡県中部地域局（藤枝市瀬戸新屋362番地1静岡県藤枝総合庁舎2階）
- (3) 今之浦市有地（磐田市今之浦二丁目12番） ※航空機による参集

5 参加機関

- (1) 千葉市消防局（指揮支援部隊長）
- (2) 大阪市消防局（指揮支援隊長）
- (3) 名古屋市消防局（指揮支援隊長）
- (4) 静岡県内消防本部
- (5) 静岡県職員

6 訓練要領

- (1) 調整本部（静岡県庁）

受援計画等に規定する離着陸場所において、離着陸場所の管轄消防本部は予め輸送手段の確保等を行い、参集したヘリコプターを受入れ、指揮支援部隊長を調整本部まで搬送する。

また、指揮支援部隊長に対して、収集・整理した被害情報、県内の消防活動状況等を速やかに伝達する。

- (2) 中部方面本部（静岡県中部地域局）

陸路にて参集した指揮支援隊長に対して、収集・整理した被害情報、管轄地内の消防活動状況等を速やかに伝達する。

- (3) 西部方面本部（静岡県西部地域局）

受援計画等に規定する離着陸場所において、離着陸場所の管轄消防本部は予め輸送手段の確保等を行い、参集したヘリコプターを受入れ、指揮支援隊長を方面本部まで搬送する。

また、指揮支援隊長に対して、収集・整理した被害情報、県内の消防活動状況等を速やかに伝達する。

(4) 緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空小隊）

指揮支援部隊は、航空小隊と連携して空路により調整本部に参集する。

7 その他

(1) 訓練開始後、指揮支援隊長の参集が天候等の影響によりが遅れた場合の指揮支援隊長代行は、指揮支援部隊長が①県大隊長、②統合機動部隊長の順位により指揮支援隊長を指名することとする。ただし、指揮支援隊長到着の際は、指揮権を委譲し、命を受けて別の任務に就くこととする。

(2) 航空小隊に係る運用については、別に定める「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部門実施要領（案）」のとおりとする。

県大隊（統合機動部隊）参集及び受入訓練実施要領（訓練No.D）

1 目的

本訓練は、出動の指示及び要請を受けた緊急消防援助隊が効果的な参集方法により、集結場所から指定された訓練進出拠点（以下「進出拠点」という。）に進出するとともに、進出拠点管轄消防本部により受援対応を実施する。また、統合機動部隊が出動する県については、調整本部や指揮本部と調整のうえ、出動途上及び被災地進出時の情報や調整本部等からの指示等を後続する県大隊に対して電話及び緊急消防援助隊動態情報システム（以下「動態情報システム」という。）等を活用し情報伝達を行い、先遣出動する統合機動部隊と後発する県大隊間での円滑な情報共有及び連携体制の強化を図る。

2 実施日時

平成30年11月4日（日）8時30分～16時00分

3 緊急消防援助隊進出拠点

- (1) 浜松SA（広域進出拠点）
- (2) 浜名湖SA（広域進出拠点）
- (3) 富士山静岡空港多目的用地

※各県大（部）隊に別添4「部隊進出時間一覧」前に動態情報システム、支援情報共有ツール等により付与

4 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊
- (2) 進出拠点を管轄する消防本部

5 訓練要領

(1) 緊急消防援助隊（各県大隊（統合機動部隊））の参集

ア 各県大隊長は、各県応援等実施計画に定める集結場所に出動し各県大（部）隊を集結させた後、指定された進出拠点へ出動する。なお、事前に給油・休憩計画を立て、訓練後に結果と計画を照合し検証を行うこと。

イ 進出拠点へは、別添4「部隊進出時間一覧」の時間を目途に参集するものとし、原則、16時00分までに参集を完了すること。

ウ 進出拠点に到着後、各県大（部）隊長は、調整本部（指揮支援部隊長）に対して到着報告を行うとともに、進出拠点管轄消防本部の受入担当職員（以下「受入担当職員」という。）に対して別添5「参集訓練受付簿」に必要事項を記載し提出するものとする。

エ 各県大（部）隊は、進出拠点において受入担当職員から以下の事項に係る情報提供を受けた後、速やかに災害現場（実動訓練会場）又は宿営会場（後方支援活動訓練会場）へ進出を開始する。なお、情報提供及び指示の内容については訓練当日まで公表をせず、ブラインド型によるものとする。

- (7) 被災地の災害情報
- (イ) 被災地市町に係る情報
- (ウ) 後方支援活動訓練会場等の場所
- (エ) その他必要な事項（訓練進行上の注意事項等）

オ 統合機動部隊が出動する県については、大隊が進出拠点に立ち寄らないこととし、県大隊指揮隊は携帯電話、動態情報システム、支援情報共有ツール、無線等を活用し、先行する統合機動部隊から情報提供を受け、訓練会場まで進出することとする。

(2) 進出拠点受援対応消防本部の受入れ

ア 進出拠点管轄消防本部は、進出拠点及び集結場所へ職員を派遣し、進出拠点本部を設置（テント、看板等）する。なお、設置に係る資機材については、進出拠点受援対応消防本部で準備するものとする。

イ 進出拠点及び集結場所に派遣された受入担当職員は、進出拠点に到着した応援隊を指定された駐停車場所に誘導した後、必要事項（別添5「参集訓練受付簿」）の報告を受ける。なお、指定された駐車位置以外の場所に絶対に駐車させないこと。

ウ 受入担当職員は、応援隊に対して以下の事項に係る情報を提供する。

- (7) 被災地の災害情報
- (イ) 被災地市町に係る情報
- (ウ) 後方支援活動訓練会場等の場所
- (エ) その他必用事項（訓練進行上の注意事項等）

6 参集途上等における情報連絡等

- (1) 参集途上において、動態情報システムの機能を最大限に活用し、消防庁、指揮支援隊、後続する大隊等に対して情報伝達等を行う等、情報通信技術の積極的な活用を図る。
- (2) 災害現場（実動訓練会場）に到着した各県大（部）隊長は、隊名、隊規模、異常の有無について、指揮支援隊に対して、無線又は携帯電話により報告する。併せて、動態情報システムにより消防庁及び指揮支援部隊長へこの旨を送信する。

※ 発災（8:30）から図上訓練終了（12:00）までの間は、指揮支援部隊（千葉市消防局、大阪市消防局、名古屋市消防局）は図上訓練実施中のため動態システム等の指示、返信はないものとする。また、電話等による報告は、本部運営訓練と区別するため報告時に「実動訓練〇〇県大（部）隊」と付して報告すること。

7 その他

- (1) 本訓練は、本部運営訓練と分離して実施する。
- (2) 参集にあつては、交通ルールを遵守するとともに安全運転を心掛け、各種事故防止には十分配慮すること。
- (3) サービスエリア等での滞在時も、県及び消防本部を代表して訓練に参加していることを十分認識し、消防職員として規律ある行動を徹底すること。

本部運営訓練実施要領（訓練No.E）

1 目的

本訓練は、被災県及び被災地における緊急消防援助隊及び関係機関との調整を行い、指揮管理能力の向上を図ることを目的とする。

2 実施日時

平成30年11月4日（日） 13時00分～19時00分

3 実施場所

- (1) 静岡県危機管理センター（静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁別館5階）
⇒静岡県災害対策本部【静岡県消防応援活動調整本部】
- (2) 静岡県中部地域局（藤枝市瀬戸新屋362番地1静岡県藤枝総合庁舎2階）
⇒中部方面本部【中部消防応援活動調整本部】
- (3) 静岡県西部地域局（磐田市見付3599番地4静岡県中遠総合庁舎1階）
⇒西部方面本部【西部消防応援活動調整本部】
- (4) 富士山静岡空港ヘリベース（牧之原市坂口3336番地4）

4 参加機関

- (1) 千葉市消防局（指揮支援部隊）
- (2) 大阪市消防局（指揮支援隊）
- (3) 名古屋市消防局（指揮支援隊）

5 その他

実動訓練統一事項に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 図上訓練【訓練No.B】終了後、引き続き同会場で、参集した緊急消防援助隊の部隊運用を実施する。
- (2) 複数の県大隊が活動する場合において統括県大隊長を指名する。
- (3) 長期的活動になる場合において、県大隊の入れ替えを実施する。

災害情報収集・配信訓練実施要領（訓練No.F）

1 目的

本訓練は、大規模地震の発生による被害を受け、被災地へ迅速に投入されたヘリコプター及び無線中継小隊、静岡県により、公衆通信網の途絶が想定される被災地を上空及び地上から被害状況の調査、情報収集等を実施するとともに、撮影した被災地の状況画像を消防庁、県災害対策本部、県方面本部に配信する等、情報伝達を実施する。

2 実施日時

平成30年11月4日（日）災害現場到着～15時00分（1日目）

3 実施場所

- (1) 静岡県危機管理センター（静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁別館5階）
⇒静岡県災害対策本部【静岡県消防応援活動調整本部】 受信
- (2) 静岡県中部地域局（藤枝市瀬戸新屋362番地1静岡県藤枝総合庁舎2階）
⇒中部方面本部【中部消防応援活動調整本部】 受信
- (3) 静岡県西部地域局（磐田市見付3599番地4静岡県中遠総合庁舎1階）
⇒西部方面本部【西部消防応援活動調整本部】 受信
- (4) 静岡県上空（配信）
- (5) 航空自衛隊浜松基地（配信）
- (6) マリンパーク御前崎（配信）

4 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊航空小隊
- (2) 緊急消防援助隊通信支援小隊
- (3) 静岡県防災通信班

5 訓練要領

- (1) 航空小隊は、ヘリコプターから撮影した被災地の状況画像を衛星局経由で、消防庁、県災害対策本部及び県方面本部等に対して配信する。
- (2) 緊急消防援助隊通信支援小隊は、訓練会場到着後、随時、映像配信に係る使用資器材等の準備を行い衛星捕捉及びUATを実施したのち映像送信を行う。
- (3) UATを開始する際は、山口管制局（NTT080-928-5270・衛星048-100）へ連絡し、その旨を伝えること。なお、映像配信終了時間も同機関に連絡すること。
- (4) 緊急消防援助隊通信支援小隊、管轄消防本部とともに地上から撮影した被災地の状況画像を衛星局経由で、消防庁、静岡県内防災機関等に対して配信する。

6 留意事項

実動訓練統一事項及び別に定める「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部門実施要領」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) ヘリコプターによる本訓練の終了は、ヘリコプターの活動時間を勘案して、各機の機長が判断するものとする。
- (2) 各映像の配信時間は、別添6「映像配信スケジュール」のとおりとする。
- (3) 訓練の終了は、同一の実動訓練会場において実施する全ての訓練が終了した時点、又は運営係員による指示とする。
- (4) 地域衛星ネットワークへの訓練使用申請については、各映像配信機関で申請すること。

瓦礫救出救助訓練実施要領（訓練No.G）

1 想定

地震により浜松基地周辺の住宅が複数倒壊し要救助者が取り残されている模様。

2 主眼

- (1) 現地合同調整所での各部隊の特性を考慮し活動調整や情報共有・連絡体制の確立。
- (2) 現場活動隊員間の情報共有を考慮した活動。
- (3) 現場救護所を設置し、要救助者のトリアージを実施し搬送順位の決定をすること。
- (4) 医療機関やS C Uにおける要救助者の引継ぎ体制の確認・検証。

3 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日） 12 時 00 分～16 時 00 分

4 実施場所

航空自衛隊浜松基地（浜松市西区西山町無番地）

5 参加機関

- (1) 浜松市消防局
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 浜松市消防団
- (4) 航空自衛隊浜松基地地上派遣隊

6 その他

「11 月 4 日（1 日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を設置し、土砂や瓦礫等の崩れに対する全隊統一した安全管理を実施すること。
- (2) 活動の終了は、要救助者（生体及び訓練用人形）全員を実動訓練会場に設置する仮想病院へ搬送した時点、又は運営係員による指示とする。

市街地火災消火訓練実施要領（訓練No.H）

1 想定

浜松市西区西山町で火災が発生し周囲への延焼危険あり。周辺には瓦礫等が散乱し、現場直近への部署は容易ではない。

2 主眼

- (1) 指揮隊の指揮統制能力の向上。
- (2) 気象状況を考慮した延焼防止。
- (3) 地元消防隊、航空自衛隊浜松基地、緊急消防援助隊が連携した消火活動。
- (4) 迅速な転戦活動及び消火活動。

3 実施日時

平成30年11月4日（日） 12時00分～16時00分

4 実施場所

航空自衛隊浜松基地内（浜松市西区西山町無番地）

5 参加機関

- (1) 浜松市消防局
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 浜松市消防団
- (4) 航空自衛隊浜松基地消防小隊

6 その他

「11月4日（1日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 訓練終了は、全火点鎮圧状態又は運営係員の指示による。
- (2) 要救助者（生体及び訓練用人形）は現場に設定される救護所に搬送するものとする。

広域医療搬送訓練実施要領（訓練No. I）

1 想定

大規模地震発生により多数の傷病者が発生する。地元医療機関も被災し、医療器具等の破損汚損による医療能力の低下及び多数の傷病者発生により医療機関の対応能力の限界を超え、各医療機関で重症患者の対応が不可能な状態に陥っている。

2 主眼

- (1) 地元救急隊と緊急消防援助隊救急小隊が連携した救急搬送。
- (2) 救急隊、DMAT、SCU、病院間の円滑な連絡体制の確認及び検証。
- (3) 現場救護所、災害拠点病院、SCU間の救急搬送体制の確認及び検証。
- (4) 各現場での要救助者の引継ぎ要領の確認及び検証。

3 実施日時

平成30年11月4日（日） 12時00分～16時00分

4 実施場所

航空自衛隊浜松基地（浜松市西区西山町無番地）

5 参加機関

- (1) 浜松市消防局
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 航空自衛隊浜松基地SCU支援隊
- (4) 静岡DMAT
- (5) 静岡県職員
- (6) 浜松市内災害拠点病院
- (7) 航空部隊

6 その他

「11月4日（1日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 本訓練では、各災害現場（倒壊家屋救出訓練、大規模火災訓練）において発見、救出された要救助者について対応する。
- (2) 上記「6その他(1)」の他、災害拠点病院、SCU等からの救急搬送依頼についても対応する。
- (3) 訓練終了は運営係員の指示による。
- (4) 航空小隊に係る運用については、別に定める「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部門実施要領」のとおりとする。

化学工場火災救出救助訓練実施要領（訓練No. J）

1 想定

静岡県沖の遠州灘を震源として発生した突発地震により、化学工場が被災した。

工場内には倒れた機械器具が散乱し、従業員が片付け作業を行っていたが、送電復旧により火災が発生し、工場内に数名の従業員が取り残されている。

従業員の通報によると、避難した従業員が工場内に濃煙と火炎を確認したが初期消火はできず、従業員の安否は不明である。

2 主眼

- (1) 指揮体制の構築
- (2) 被災地消防本部と県大隊の連携強化
- (3) 濃煙による災害実態把握及び危険性の早期把握と災害対応
- (4) 情報の共有と各隊の連携した活動による災害対応
- (5) 傷病者救出とトリアージによる選別と適切な病院搬送

3 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日） 14 時 00 分～16 時 00 分

4 実施場所

菊川市消防本部（菊川市東横地 3 8 5 番地）

5 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊
- (2) 菊川市消防本部

6 その他

「11 月 4 日（1 日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 消防本部敷地内での車両走行は、運営係員の指示に従うこと。
- (2) 本訓練施設は既存施設で現示するため、それに応じた活動を実施すること。
- (3) 活動の終了は、要救助者（生体及び訓練用人形）全員を救出し、搬送を完了した時点又は運営係員による指示とする。

水難救助訓練実施要領（訓練No.K）

1 想定

平成 30 年 11 月 4 日（日） 8 時 30 分、静岡県遠州灘を震源とする突発地震が発生した。地震の規模はマグニチュード 9.1、静岡県では県西部を中心に震度 7 を観測した。この地震で、マリパーク御前崎内において、釣り人 4 名が津波にさらわれた模様。

2 主眼

- (1) 航空隊との連携強化及び機体特性を考慮した安全管理体制の確立
- (2) 要救助者の引継ぎ要領の確認

3 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日） 13 時 15 分～15 時 35 分

4 実施場所

- (1) マリパーク御前崎海水浴場西ビーチ海面及び高台（御前崎市港地先）
- (2) 御前崎市浜岡総合運動場（陸上競技場）（御前崎市池新田 444）

5 参加機関

- (1) 航空自衛隊浜松救難隊
- (2) 海上保安庁特殊救難隊
- (3) 福井県防災航空隊（ヘリサット）
- (4) 愛知県防災航空隊
- (5) 静岡市消防航空隊
- (6) 御前崎市消防本部

6 その他

「11 月 4 日（1 日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を設置し、統一した安全管理を考慮すること。
- (2) 指定された場所から車両、人員の進入退出を行うこと。
- (3) 活動の終了は、運営係員による指示とする。
- (4) 救出した要救助者は、御前崎市浜岡総合運動場（陸上競技場）へ搬送する。

多重衝突道路崩落事故救出訓練実施要領（訓練No.L）

1 想定

地震により車両事故が発生し、要救助者が複数いる模様。

現場は道路の一部が崩落し、これにより通行中の車両や歩行者が巻き込まれた模様。

2 主眼

(1) 災害現場の全容把握及び災害規模に応じた部隊規模の検討

(2) 指揮隊の部隊管理能力の向上

(3) 現場地形を考慮した活動

3 実施日時

平成30年11月4日（日） 15時30分～19時00分

4 実施場所

国道473号工事現場

5 参加機関

(1) 緊急消防援助隊

(2) 静岡市消防局

(3) 静岡県西部ドクターヘリ

6 その他

「11月4日（1日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

(1) 安全管理担当を設置し、土砂や瓦礫等の崩れに対する全隊統一した安全管理を実施すること。

(2) 活動の終了は、要救助者（生体及び訓練用人形）全員を実動訓練会場に設置する救護所へ搬送した時点、又は進行係員による指示とする。

後方支援活動訓練実施要領（訓練No.M）

1 目的

本訓練は、ライフラインが完全に途絶した被災地において、長期間わたる消防活動を想定し実施する。

各県大隊は県大隊長の指揮の下、消防庁無償使用車両（拠点機能形成車、支援車Ⅰ型、燃料補給車等）を有効かつ実践的に活用し、独自の給食訓練を行うとともに、待機中の車両及び資機材の保守管理を行う等の後方支援活動を実施する。また、多くの隊員が共同で食事、休憩等を行うことから、汚染・感染予防を考慮した後方支援体制の構築を図る。

2 実施日時

平成30年11月4日（日）県大隊後方支援隊到着から

平成30年11月5日（月）8時30分まで

※事前に指定された後方支援小隊は総合訓練会場内に、指定された場所、時間まで資機材を展開しておくこと。

3 実施場所

- (1) 富士山静岡空港西側多目的用地
- (2) 原子力防災センター（1日目訓練：指揮支援隊）

4 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊
- (2) 静岡県消防相互応援隊
- (3) 陸上自衛隊

5 訓練要領

- (1) 訓練会場は上記3で示す場所とし、別図22に記載のとおりとする。
- (2) 訓練会場到着後は、運営係員の指示に従い、指定された場所に車両を部署すること。
- (3) 宿営エリアへの資機材等搬入は、運営係員の指示に従うとともに安全に配慮し、指示された経路・手順により行う。
- (4) 管轄消防本部から各県大隊ごとに車両停車エリア、訓練エリア等を指定するので、エリア内の割り振りやテントの設営等は汚染・感染予防を考慮した配置を各県大隊の計画で準備を進めること。
- (5) 消灯時間は、原則22時00分とする。
- (6) 翌日の起床後は、各県大隊で朝食を摂り、隊員の体調確認及び車両点検等を実施すること。
- (7) 翌日の移動については、部隊調整訓練での決定に従い移動すること。

6 留意事項等

- (1) 訓練は自己完結型とし、訓練に必要な資機材及び食糧等は各県大隊で準備すること。
また、訓練会場付近での物品等の購入については、厳に慎むこと。
- (2) 駐車中の消防車両及び訓練資機材の保守管理については、各県大隊で実施すること。
- (3) 貴重品の管理は、各自で責任を持って行うこと。
- (4) 訓練であることを認識し、消防職員として自覚ある行動をとること。
- (5) 訓練で発生したゴミ等は、各県大隊で必ず持ち帰ること。
- (6) 雑排水等の排水は禁止とする。
- (7) 焚火等の直火による行為は、厳禁とする。なお、ガスバーナー等の調理器具は使用可能とするが、必ず卓上で使用すること。
- (8) 訓練会場内の指定された場所以外は、火気厳禁とする。
- (9) 喫煙は指定された場所で行うこと。
- (10) トイレは、訓練会場内の仮設トイレを使用することとし、使用については清潔を保つように心掛け、汚れた場合は清掃すること。

7 激励巡視

- (1) 本訓練中において、総務省消防庁代表者（以下「巡視者」）による激励巡視を実施する。
- (2) 激励巡視の詳細については、別に定める。

燃料補給訓練実施要領（訓練No.N）

1 目的

製造所、貯蔵所又は取扱所が被災したこと、交通手段が寸断されたこと等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱い、確保が困難な場合において、燃料補給車（無償使用車両）等による給油について、危険物の適切な貯蔵や取扱いを「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」等に基づき実施する。

また、危険物の仮貯蔵・仮取扱い、燃料補給車に係る運用について、定められている計画通り円滑に実施する。

2 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日） 県大隊後方支援隊到着～19 時 00 分

3 実施場所

富士山静岡空港西側隣接地（富士山静岡空港臨時駐車場）

4 参加機関

緊急消防援助隊

静岡県石油業協同組合

5 前提条件

(1) 軽油の補給訓練

ア 使用する燃料補給車は無償使用車（950L）の車両のみとする。

イ 会場では各県ローテーションにより燃料補給車 1 台ずつ行うこととし、少量危険物の規制の範囲内で実施すること。

ウ 燃料補給車から消防車両への補給は、平成 2 年 10 月 31 日付け消防危第 105 号通知により、直接給油「可」とする。

エ 給油を行う者は、危険物取扱者免状保有者とする。

オ 各都県の燃料補給に係る運用については、自己完結型とすること。

(2) ガソリンの補給訓練

ア 会場では各県ローテーションで実施する。

イ 関係法令等を遵守して実施すること。

ウ 代金の支払いは「時価単価現金払い」のみとする。（領収書の発行有り）

エ 給油を受ける容器は、金属製携行缶（危険物保安技術協会の認定マークがあるもの）のみとし、携行缶は各県で準備すること。

オ 給油を受けたガソリンは、関係法令等を遵守し、貯蔵・取扱いに十分配慮すること。

6 訓練要領

(1) 軽油の補給訓練

- ア 指定した場所、時間に燃料補給車を配置
- イ アースの確保等、安全対策の準備
- ウ 補給する車両の入場
- エ 給油開始
- オ 退場

(2) ガソリンの補給訓練

- ア 指定した場所、時間に金属製携行缶を持参して入場
- イ 事前に調査した補給量の確認
- ウ 給油開始
- エ 支払い、領収書発行
- オ 退場

7 留意事項等

- (1) 各県ローテーション方式で実施するが、時間の変動が予測されるため、早めの準備を行う。
- (2) 運営係員の指示に従い、安全管理を徹底する。
- (3) 会場周辺は火気厳禁とする。
- (4) 補給量、領収書等は、その場で十分確認すること。

部隊調整訓練（作戦会議）（訓練No.〇）

1 主眼

- (1) 各県大隊長による活動報告
- (2) 指揮支援部隊長が翌日の活動に向け効率的な部隊活動を遅滞なく開始させるために、活動場所及び活動方針等の調整を実施
- (3) 各県大隊間、中隊間の活動予定現場の状況等の情報共有及び活動調整の実施

2 実施日時

平成 30 年 11 月 4 日（日） 20 時 00 分～21 時 00 分

3 実施場所

原子力防災センター

4 参加機関

- (1) 千葉市消防局（1 日目指揮支援部隊長）
- (2) 大阪市消防局（指揮支援隊長）
- (3) 名古屋市消防局（2 日目指揮支援部隊長）
- (4) 各県大隊長・中隊長（緊急消防援助隊）
- (5) 静岡県消防相互応援地区指揮隊長
- (6) 陸上自衛隊

5 訓練要領

- (1) 4 日の活動を活動日報（緊急消防援助隊の運用に関する要綱別記様式 2（航空除く））により報告する。
- (2) 調整本部（指揮支援部隊長）は、被災地からの緊急消防援助隊の応援要請内容、自衛隊等の関係機関の配置を基に、指揮支援隊、緊急消防援助隊及び特殊小隊の配置を決定する。ただし、訓練施設等の詳細にあってはブラインド型とする。
- (3) 指揮支援隊は被災地の災害概要により、配置された緊急消防援助隊の投入先（各災害）を決定する。また、一つの災害現場で複数の県大隊が活動する場合は、統括県大隊長を指名する。ただし、訓練施設などの詳細にあってはブラインド型とする。
- (4) 各県大隊長は、指揮支援部隊長の調整後に翌日の自大隊における活動方針等を判断・決定し、宿営場所に引揚げた後、自大隊に対して翌日の活動方針等を指示することとする。

11月5日（2日目）

11月5日（2日目）訓練別進行表

	仮想静岡県庁 仮想被災地消防 本部	仮想磐田市		仮想島田市		仮想牧之原市		仮想御前崎市		仮想掛川市	
	本部運営訓練	市街地中高層 倒壊現場 対応訓練	市街地倒壊 家屋 対応訓練	中山間地倒壊 家屋 対応訓練	中山間地土砂 災害 対応訓練	大規模市街地 火災 対応訓練	消防車搬送 訓練	物資搬送 訓練	津波避難者 救出訓練	大規模林野 火災空中 消火訓練	
6:50											
7:00											
7:10											
7:20											
7:30											
7:40											
7:50											
8:00											
8:10	8:00～ 無線通信線試験										
8:20											
8:30											
8:40											
8:50											
9:00	P	R	S	T	U						
9:10											
9:20											
9:30											
9:40											
9:50											
10:00											
10:10											
10:20											
10:30											
10:40											
10:50											
11:00											
11:10											
11:20											
11:30											
11:40											
11:50											
12:00	12:00～12:15 終了式										
12:10											
12:20											
12:30											
12:40											
12:50											
13:00											

- ※P～Uの訓練は地元及び静岡県内相互応援隊が9:00から活動開始
- ※緊急消防援助隊出動後、関係機関が出動
- ※10～14の訓練は航空部隊の訓練（数字は航空部門実施細目訓練番号）
- ※1の訓練には道路啓開訓練を含む

11月5日（2日目）実動訓練統一事項

1 基本的事項

本訓練は、緊急消防援助隊に対し、事前に詳細な訓練想定を明らかにしないブラインド型で実施する。（ただし、訓練想定に必要な車両等の確保に係る都合上、一部の小隊及び本訓練に参加する防災関係機関に対してのみ事前に訓練項目等を通知する。）

2 後方支援活動訓練会場等からの車両移動

- (1) 総合訓練会場において実施する部隊運用訓練に参加する各県大隊は、運営係員の指示により、総合訓練会場の車両待機場所へ各県単位（後方支援隊は除く。）で移動すること。
- (2) 総合訓練会場において実施する実動訓練に参加する指揮支援隊は、運営係員の指示により、総合訓練会場の車両待機場所へ移動すること。
- (3) 部隊運用訓練会場では、立て看板及び運営係員の指示に従うこと。
- (4) 後方支援小隊については、8時30分までに資機材を撤収すること。なお、事前に指定された後方支援小隊は総合訓練会場内に指定された場所、時間まで資機材を展開しておくこと。

3 総合訓練会場

- (1) 総合訓練会場周辺図については、別図22に記載のとおりとする。
- (2) メイン会場周辺の車両移動については、近隣住民及び一般車両、訓練関係車両が往来するため、通行の妨げにならないように努めること。
- (3) 実動訓練中については、大型車両、特殊車両及び救急車の運用を円滑に行うため、車両部署位置は十分に注意すること。

4 待機場所

- (1) 車両待機場所へ到着した各県大隊は、運営係員の指示により停車すること。
- (2) 車両待機場所の詳細については、「訓練No.〇部隊調整訓練」で示すこととする。
- (3) 特殊車両（搬送車で移動する車両）にあつては、待機場所へは搬送車に積載した状態で待機すること。特殊車両下車場所にあつては運営係員の指示に従うこと。
- (4) 車両待機場所への待機完了は、7時45分までとする。

5 車両運行

- (1) 待機場所から各訓練エリアに停車するまで、前照灯及び赤色灯を点灯させ、サイレンを吹鳴して走行するものとする。
- (2) 訓練中の車両動線については「訓練No.〇部隊調整訓練」で示すこととするが、運営係員の指示があつた場合はそれに従うこと。

6 統制波の無線通信試験

- (1) 訓練中の活動報告通信を円滑に実施するため、8時00分から無線通信試験を実施するので、各訓練参加隊は8時00分までに無線を開局して、通信態勢を整えること。
- (2) 本試験は、指揮支援部隊長から指揮支援隊に対して統制波1ch、指揮支援隊から各県大隊長に対しては統制波2chを使用し、(平成9年6月11日付け全国消防長会申し合せ事項「無線用語の統一及び消防車両の対空標示について」)を基に、以下の通信例により実施する。なお、本試験の通信時に障害が発生した場合は、他の通信手段を用いて対応すること。

<通信例1：統制波1ch>

・指揮支援部隊

「訓練、訓練、めいしょう〇〇静岡県消防応援活動調整本部からいわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部、只今から無線通信試験を実施する。本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり、めいしょう〇〇静岡県消防応援活動調整本部からいわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部メリットどうぞ。」

・磐田市消防本部指揮支援本部

「いわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部 メリットどうぞ。」

・指揮支援部隊長

「メリット〇了解。」

これにて無線通信試験を終了する。以上、めいしょう〇〇静岡県消防応援活動調整本部。」

<通信例2：統制波2ch>

・磐田市指揮支援隊

「訓練、訓練、いわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部から各局、只今から無線通信試験を実施する。本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり、いわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部からぎふしき〇〇岐阜県大隊長メリットどうぞ。」

・岐阜県大隊長

「岐阜県大隊長 メリットどうぞ。」

・いわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部

「了解。」

～以下省略～

・いわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部

「メリット〇了解。これにて無線通信試験を終了する。以上、いわた〇〇磐田市消防本部指揮支援本部。」

7 活動要領

- (1) 出動準備完了後、運営係員の指示に従い車両待機場所から訓練エリアへ出動し、活動を開始する。なお、各訓練エリアへの出動については、前日に実施の「部隊調整訓練(作戦

会議)」において指定された各訓練項目の県大隊単位（事前に訓練項目を指定する小隊を除く。）により、「11月5日（2日目）訓練別進行表」に基づく出動とする。

- (2) 各訓練エリアでは、運営係員の指示に従うこと。
- (3) 各訓練エリアでは、エリア内の指定された場所に部署すること。なお、車両動線に影響が出る部分に部署した場合は、運営係員が移動を指示するものとする。
- (4) 各県大隊長は、複数県大隊及び関係機関と合同で活動する場合は、現地合同調整所を設置し、活動中止基準の作成や、退避方法、場所の指定の周知など安全管理の徹底を図ること。また、多数の傷病者が発生した災害現場では、救急活動を統括する現場救護所（救急指揮所）を設置し、DMAT等医療機関と連携し、搬送病院の選定など救急活動を一元管理すること。
- (5) 訓練中、運営係員が危険であると判断した場合は、訓練を停止又は中止する場合がある。
- (6) 各訓練エリアでは、複数の要救助者（生体、訓練用人形等）が設定されているため、現示に応じた救出活動を行うこと。
- (7) 各県大隊長は、活動内容等についての必要な無線交信について「部隊参集運用訓練及び本部運営訓練指揮命令系統図」に従い簡潔明瞭を心掛け逐次実施すること。なお、緊急消防援助隊動態情報システム等情報通信技術を積極的に活用し指揮支援隊に対して適宜、情報伝達を実施すること。

8 検索済み標示要領

- (1) 各小隊間、関係機関との重複した検索を避けるため、現地合同調整所で事前調整を実施し検索を終了した車両、建物等に検索済みの標示を実施すること。なお、標示については、統一的な活動標示（マーキング）方式（平成26年4月22日付け消防参第67号・消防地第18号「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式の導入について」）を積極的に活用する。
- (2) 各訓練エリアで標示場所の明示がある場合は、標示場所を実施するとともに運営係員の指示に従うこと。

9 訓練終了

- (1) 訓練の終了については、各訓練エリアでの活動終了後、各県大隊長からの活動終了報告を、指揮支援隊を通じ指揮支援部隊長に報告し、指揮支援部隊長からの終了指示をもって終了とする。なお、訓練終了指示を受けた県大隊については、速やかに資機材を撤収し、他の訓練エリアへの転戦の指示があった場合に備えること。
- (2) 訓練終了後、直ちに終了式に参加する場合は、クレーン車、重機等の特殊車両については、事故防止の観点から、エンジンを停止した際に油圧関係に影響の無いよう、最低限度の収納を実施すること。
- (3) 訓練進行に基づき、訓練進捗に関わらず運営係員等から、訓練終了を指示する場合がある。

10 訓練振り返り

訓練振り返りについては、運営係員の指示に従うこと。

11 訓練会場からの退出

- (1) 終了式終了後、各部隊及び各県大隊の指揮者の号令により、解散とする。訓練会場からの退出については、周辺の交通への影響を考慮し、運営係員が指示を出すので、各県大隊ごとに集合、待機しておくこと。

なお、県大隊で解散式を実施する県大隊については、本会場を使用することは可能とする。

- (2) 訓練会場からの帰路にあつては、別図 22 のとおりとする。
- (3) 各県大隊は、後方支援会場にて待機する後方支援隊との合流について、予め計画を立てておくこと。また、通信手段については携帯電話等を使用すること。
- (4) 帰路であっても、県及び消防本部を代表して訓練に参加していることを十分認識し、消防職員として規律ある行動を徹底すること。
- (5) 帰署途上においては適宜休憩を取るなど隊員の疲労軽減を図り、交通ルールを遵守するとともに安全運転を心掛け、各種事故防止には十分配慮すること。

調整本部・指揮支援本部運営訓練実施要領（訓練No.P）

1 目的

本訓練は、被災県及び被災地における緊急消防援助隊及び関係機関との調整を行い、指揮管理能力の向上を図ることを目的とする。

2 実施日時

平成 30 年 11 月 5 日（日） 9 時 00 分～12 時 00 分

3 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地

- (1) 仮想県災害対策本部（県調整本部）
- (2) 仮想静岡市消防局（指揮支援本部）
- (3) 仮想磐田市消防本部（指揮支援本部）

4 参加機関

- (1) 名古屋市消防局指揮支援隊（指揮支援部隊長）
- (2) 愛知県大隊指揮隊（指揮支援代行）
- (3) 岐阜県大隊指揮隊（指揮支援代行）

5 その他

実動訓練統一事項に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 複数の県大隊が活動する場合において統括県大隊長を指名する。
- (2) 長期的活動になる場合において、県大隊の入れ替えを実施する。

災害情報収集・配信訓練実施要領（訓練No.Q）

1 目的

本訓練は、大規模地震の発生による被害を受け、被災地へ迅速に投入されたヘリコプター及び無線中継小隊、静岡県により、公衆通信網の途絶が想定される被災地を上空及び地上から被害状況の調査、情報収集等を実施するとともに、撮影した被災地の状況画像を消防庁、県災害対策本部（県調整本部）及び県方面本部等に配信する等、情報伝達を実施する。

2 実施日時

平成30年11月5日（月）8時00分～12時00分（2日目）

3 実施場所

- (1) メイン会場来賓席及び観客席（富士山静岡空港西側多目的用地）（受信）
- (2) メイン訓練会場「仮想磐田市」（配信）
- (3) メイン訓練会場「仮想島田市」（配信）
- (4) 大井川河口「仮想掛川市大規模林野火災空中消火訓練会場」（配信）

4 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊通信支援小隊
- (2) 静岡県防災通信班（衛星移動中継車、可搬型衛星地球局）

5 訓練要領

- (1) 緊急消防援助隊通信支援小隊及び静岡県防災通信班については、訓練会場到着後、随時、映像配信に係る使用資器材等の準備を行い衛星捕捉及びUATを実施したのち映像送信を行う。
- (2) UATを開始する際は、山口管制局（NTT080-928-5270・衛星048-100）へ連絡し、その旨を伝えること。なお、映像配信終了時間も同機関に連絡すること。
- (3) 緊急消防援助隊通信支援小隊及び静岡県防災通信班は、管轄消防本部とともに地上から撮影した被災地の状況画像を衛星局経由で、消防庁、県災害対策本部、県方面本部等に対して配信する。

6 その他

実動訓練統一事項及び別に定める「平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練航空部門実施要領」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 各映像の配信時間は、別添6「映像配信スケジュール」のとおりとする。
- (2) 訓練の終了は、同一の実動訓練会場において実施する全ての訓練が終了した時点、又は運営係員による指示とする。
- (3) 地域衛星通信ネットワークへの訓練使用申請については、各映像配信機関で申請すること。

市街地中高層建物倒壊現場対応訓練実施要領（訓練No.R）

1 想定

地震発生により、共同住宅が倒壊及び座屈している状態。要救助者が依然取り残されているとの情報。

2 主眼

- (1) 現地合同調整所での他機関を含めた活動調整、部隊管理の徹底。
- (2) 現地合同調整所と小隊間の情報通信・共有体制の検証。
- (3) 各部隊の特性を活かし、連携した救助活動の実施。
- (4) 地元消防隊の受援体制の検証。

3 実施日時

平成 30 年 11 月 5 日（月） 9 時 00 分～12 時 00 分

4 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地内

5 参加機関

- (1) 静岡県内消防本部
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 静岡県警察本部
- (4) 災害救助犬静岡

6 その他

「11 月 5 日（2 日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を配置し、全隊統一した安全管理を考慮する。
- (2) 空港周辺の高さ制限を超えることは厳禁であるため、作業内容により運営係員から当該作業内容の変更を指示された場合は代替手段を講ずること。
- (3) 活動の終了は、要救助者全員を救出した時点又は運営係員による指示があった時点とする。

市街地倒壊家屋対応訓練実施要領（訓練No.S）

1 想定

地震発生により、複数の家屋が倒壊し、要救助者が取り残されている状況である。

2 主眼

- (1) 現地合同調整所での他機関を含めた活動調整、部隊管理の徹底。
- (2) 現地合同調整所と小隊間の情報通信・共有体制の検証。
- (3) 各部隊の特性を活かし、連携した救助活動の実施。
- (4) 地元消防隊の受援体制の検証。

3 実施日時

平成30年11月5日（月） 9時00分～12時00分

4 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地内

5 参加機関

- (1) 静岡県内消防本部
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 災害救助犬静岡
- (4) 新北市政府消防局

6 その他

「11月5日（2日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を配置し、全隊統一した安全管理を考慮する。
- (2) 活動の終了は、要救助者全員を救出した場合又は運営係員による指示があった時点とする。

中山間地倒壊家屋対応訓練実施要領（訓練No.T）

1 想定

地震発生により複数の家屋が倒壊し、要救助者が取り残されている状況であるが、被災地までの一部道路が土砂等で車両の通行が不可能な状態が続いている。

2 主眼

- (1) 現地合同調整所での他機関を含めた活動調整、部隊管理の徹底。
- (2) 現地合同調整所と小隊間の情報通信・共有体制の検証。
- (3) 各部隊の特性を活かし、連携した救助活動の実施。
- (4) 地元消防隊の受援体制の検証

3 実施日時

平成30年11月5日（月） 9時00分～12時00分

4 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地内

5 参加機関

- (1) 静岡県内消防本部
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所
- (4) 静岡県レッカー事業協同組合
- (5) 島田建設業協会

6 その他

「11月5日（2日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を設置し、全隊統一した安全管理を考慮すること。
- (2) 道路啓開後に他地域の災害現場への出動も考慮すること。
- (3) 活動の終了は、要救助者全員を救出した時点又は運営係員による指示があった時点とする。

中山間地土砂災害対応訓練実施要領（訓練No.U）

1 想定

地震発生により山間部において大規模な土砂崩れが発生し、一部家屋等が埋没している状況。被災現場付近は悪路につき通常車両の進入は不可能である。

2 主眼

- (1) 現地合同調整所での他機関を含めた活動調整、部隊管理の徹底。
- (2) 現地合同調整所と小隊間の情報通信・共有体制の検証。
- (3) 各部隊の特性を活かし、連携した救助活動の実施。
- (4) 地元消防隊の受援体制の検証

3 実施日時

平成30年11月5日（月） 9時00分～12時00分

4 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地内

5 参加機関

- (1) 静岡県内消防本部
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 島田市消防団
- (4) 陸上自衛隊
- (5) 災害救助犬静岡

5 その他

「11月5日（2日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を設置し、全隊統一した安全管理を考慮すること。
- (2) 指定された場所から車両、人員の進入退出を行うこと。
- (3) 活動の終了は、要救助者（生体及び訓練用人形）全員を救出し、救急隊へ引き渡した時点又は運営係員による指示とする。

大規模市街地火災対応訓練実施要領（訓練No.V）

1 想定

牧之原市内の市街地内において火災が発生する。現場は建物が密集し消防活動に支障をきたしており、さらに消防力の不足から火災は延焼拡大し広範囲に渡って火災が発生している模様。

2 主眼

- (1) 現場本部での広範囲にわたる火災現場での効率的な部隊配置及び指揮能力の向上。
- (2) 長距離中継送水における情報伝達手段の検証。

3 実施日時

平成30年11月5日（月） 11時20分～12時00分

4 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地内

5 参加機関

- (1) 静岡県内消防本部
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 牧之原市消防団
- (4) 静岡県志太榛原生コンクリート協同組合

6 その他

「11月5日（2日目）実動訓練統一事項」に定めるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 安全管理担当を設置し、全隊統一した安全管理を考慮する。
- (2) 活動の終了は、指揮者の指示又は運営係員による指示があった時点とする。
- (3) 静岡空港に離着陸する航空機への影響を考慮し、放水活動の一時停止や延期をする場合は、各指揮隊長及び運営係員の指示に従うこと。

11月4日（1日目）激励巡視実施要領

1 実施日時

平成30年11月4日（日） 時 分～ 時

2 実施場所

- (1) 部隊運用訓練会場
- (2) 後方支援訓練会場（富士山静岡空港西側多目的用地）

3 巡視者

- (1) 部隊運用訓練会場
 - ア 消防庁長官（予定）
 - イ 静岡県知事（予定）
- (2) 後方支援訓練会場
 - ア 消防庁長官（予定）
 - イ 静岡県知事（予定）

4 随行者

- (1) 部隊運用訓練会場
 - ア _____
 - イ _____
- (2) 後方支援訓練会場
 - ア _____
 - イ _____

5 巡視要領

- (1) 部隊運用訓練会場
 - ア 巡視者が_____（図1参照）に到着後、随行者等全員で実動訓練の巡視を実施する。
 - イ 指揮支援（部）隊長の先導により、訓練会場で活動する各県大隊等の激励巡視を行う。
 - ウ 激励巡視を受ける各県大隊長は、巡視者に対して「〇〇県大隊、_____訓練実施中」と報告する。（県大隊長以外は活動を継続する。）
 - エ 県大隊長は、巡視者に対して活動の状況について説明を行うものとする。
 - オ 実動訓練巡視終了後、巡視者及び随行者は_____（図1参照）で送迎車両に乗車し、後方支援訓練実施会場の富士山静岡空港西側多目的用地へ移動する。
- (2) 後方支援訓練会場
 - ア 巡視者が原子力防災センター駐車場（図2参照）に到着後、指揮支援（部）隊長の先導により後方支援活動訓練の激励巡視を実施する。
 - イ 激励巡視の順番及び動線にあつては、必要により別に通知する。

ウ 激励巡視を受ける各県大隊長等は、テント前にて巡視者に対して挙手敬礼し「〇〇県大隊、後方支援活動訓練実施中。」と報告する。

エ 激励巡視を受けるための訓練隊全員での整列は行わない。(県大隊長等が訓練等で不在の場合、後方支援隊長等が代理する。

6 服装

(1) 巡視者及び随行者の服装は、活動服、ヘルメット、編上げ靴とする。なお、後方支援活動の巡視については、アポロキャップとする。

(2) 後方支援活動訓練の巡視を受けるものは、特に指定はしないものとする。ただし、緊急消防援助隊訓練に参加する消防職員として節度あるものとする。

7 その他

巡視者からの質問等に対しては、節度をもって対応すること。

図1 部隊運用訓練会場

図2 後方支援訓練会場 (富士山静岡空港西側多目的用地)

11月5日（2日目）激励巡視実施要領

1 実施日時

平成30年11月5日（月） 時 分から

2 実施場所

富士山静岡空港西側多目的用地（富士山静岡空港隣接地）

3 巡視者

- (1) 消防庁長官（予定）
- (2) 静岡県副知事
- (3) 牧之原市長
- (4) 島田市長

4 随行者

- (1) 指揮支援部隊長
- (2) 静岡県実行委員会委員長（静岡県危機管理監）
- (3) 静岡県消防長会会長
- (4) 静岡県消防長会副会長

5 巡視要領

- (1) 指揮支援部隊長の先導により訓練会場で活動する各県大隊等の巡視を行う。
- (2) 巡視経路は、必要により別に通知する。
- (3) 巡視を受ける各県大隊長は、巡視者に対して「〇〇県大隊、〇〇訓練実施中。」と報告する。（県大隊長以外は活動を継続する。）
- (4) 県大隊長は巡視者に対して活動の状況について説明を行うものとする。

6 服装

巡視者の服装は、活動服、ヘルメット、編上げ靴とする。

終了式実施要領

- 1 実施日時
平成 30 年 11 月 5 日（月） 12 時 00 分～12 時 15 分
- 2 実施場所
富士山静岡空港西側多目的用地 本部席前
- 3 参加機関
実動訓練参加全機関
- 4 終了式次第
 - (1) 指揮支援部隊長訓練終了報告
 - (2) 消防庁代表者訓示
 - (3) 静岡県副知事あいさつ
 - (4) 牧之原市長あいさつ
 - (5) 島田市長あいさつ
 - (6) 静岡県実行委員会委員長訓練終了宣言
- 5 行動要領
 - (1) 実動訓練終了後、訓練参加者は放送及び運営係員の指示のもと、速やかに別添 7 「終了式整列隊形図」のとおり整列するものとする。なお、車両及び資機材等の撤収又は管理が必要な場合は、適宜、各隊員等を残留させるものとする。
 - (2) 各部隊又は県大隊ごとにプラカードを配置するので整列の目安とすること。整列は、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各県大隊長及び旗手を先頭に、各隊（機関）の隊長（責任者）、隊員（職員）の順に整列すること。
 - (3) 解散は、指揮者（指揮支援部隊長）の号令によるものとし、その後、各県隊長（責任者）の指揮で解散すること。
- 6 式典中の徹底事項
 - (1) 服装については、指揮支援隊長、各県大隊長、旗手については活動服とし、それ以外の訓練参加隊員にあつては訓練実施時の服装とする。なお、防火衣、化学防護服の着用の必要はないものとするが、小隊で統一すること。
 - (2) 敬礼については、挙手注目（指揮支援隊長、県大隊長）注目（訓練参加隊員）又は、（旗手）旗による敬礼とする。
- 7 その他
終了式終了後、運営係員の指示に従い順次帰路すること。

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

中華民國二十九年

トランシーバー指定表

別添 1

	周波数 (MHz)	モトローラー	スタンダードFTH/P Kシリーズ/ 八重洲無線	スタンダードHXシ リーズ	アイコム	KENWO ODUBZ シリーズ	アルインコ	ユニデン
富山県大隊	422.0500	01	01	01	01	1	b01	1
石川県大隊	422.0625	02	02	02	02	2	b02	2
福井県大隊	422.0750	03	03	03	03	3	b03	3
岐阜県大隊	422.0875	04	04	04	04	4	b04	4
愛知県大隊	422.1000	05	05	05	05	5	b05	5
三重県大隊	422.1250	06	06	06	06	6	b06	6
関係機関 A	422.1125	07	07	07	07	7	b07	7
関係機関 B	422.1375	08	08	08	08	8	b08	8
関係機関 C	422.1500	09	09	09	09	9	b09	9
運営 A	422.1625	10	10	10	10	10	b10	10
運営 B	422.1750	11	11	11	11	11	b11	11
運営 C	422.2000	12	1	1	12	h1	L01	12
運営 D	422.2125	13	2	2	13	h2	L02	13
運営 E	422.2250	14	3	3	14	h3	L03	14
運営 F	422.2375	15	4	4	15	h4	L04	15
運営 G	422.2500	16	5	5	16	h5	L05	16
運営 H	422.2625	17	6	6	17	h6	L06	17
運営 I	422.2750	18	7	7	18	h7	L07	18
運営 J	422.2875	19	8	8	19	h8	L08	19
運営 K	422.3000	20	9	9	20	h9	L09	20

訓練全般連絡先一覧表

(1) 各機関の中止時等連絡先

機関名	部署名	電話番号	F A X
消防庁	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7552
富山県	総合政策局消防課	076-444-3187	076-432-0657
石川県	危機管理室消防保安課	076-225-1481	076-225-1486
福井県	危機対策・防災課	0776-20-0742	0776-22-7617
岐阜県	危機管理部消防課	058-272-1122	058-278-2549
静岡県	危機管理部消防保安課	054-221-2074 (昼)	054-221-3327
		054-221-2072 (夜)	
愛知県	消防保安課	052-954-6844	052-954-6995
三重県	消防保安課	059-224-2108	059-224-3350

(2) 各代表機関中止時等連絡先

機関名	部署名	電話番号	F A X
富山市消防局	警防課	076-439-4872	076-493-4018
金沢市消防局	警防課	076-280-3094	076-280-0020
福井市消防局	救急救助課	0776-20-3999	0776-20-6119
岐阜市消防本部	消防課	058-262-7162	058-266-8154
静岡市消防局	警防部警防課	054-280-0162 (昼)	054-280-0168 (昼)
		054-280-0120 (夜)	054-280-0128 (夜)
名古屋市消防局	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463
四日市市消防本部	消防救急課	059-356-2007	059-356-2016

(3) 指揮支援部隊の連絡先

機関名	携帯電話	衛星携帯電話
千葉市消防局	080-9668-7408	870-7763-04982
大阪市消防局	080-9668-7576	8707-7228-2668
名古屋市消防局	080-9668-7583	870-7767-46378

(4) 各県大隊長(陸上)の連絡先

機関名	部署名	携帯電話	衛星携帯電話
富山県	富山市消防局【県大隊長】	080-9669-7102	870-7761-00630
石川県	金沢市消防局【県大隊長】	080-9669-6852	870-7722-87153
福井県	福井市消防局【県大隊長】	080-9669-6781	870-7722-87203
岐阜県	岐阜市消防本部【統合機動部隊長】	080-9669-8453	870-7722-87294
	可茂消防事務組合消防本部【県大隊長】	090-2182-5744	021-522-701 (通信指令課)
愛知県	名古屋市消防局【統合機動部隊長】	080-9670-1316	870-7722-84734
	豊田市消防本部【県大隊長】	080-2624-1381	8816-414-75983
三重県	四日市市消防本部	080-9669-8024	870-7722-87657

(5) 応援等要請情報伝達訓練時の連絡先

機関名	部署名	電話番号	F A X
消防庁	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7552
富山県	総合政策局消防課	076-444-3188	076-432-0657
石川県	危機管理室消防保安課	076-225-1481	076-225-1484
福井県	危機対策・防災課	0776-20-0310	0776-22-7617
岐阜県	危機管理部消防課	058-272-1122	058-278-2549
静岡県	消防保安課	054-221-2074	054-221-3327
愛知県	消防保安課	052-954-6141	052-954-6913
三重県	消防保安課	059-224-2108	059-224-2199

図上訓練・本部運営訓練 会場連絡先一覧表

別添 3

機関名	部署名	電話番号	メールアドレス	F A X
静岡県	災害対策本部	054-221-2791 054-221-2793 054-221-2794	saitai@pref.shizuoka.lg.jp	防災行政無線 5(8)-100-6221 5(8)-100-6222
静岡県	消防応援活動 調整本部	054-221-2488	shoubo@pref.shizuoka.lg.jp	
西部地域局	西部方面本部	0538-37-2204	seibou@pref.shizuoka.lg.jp	0538-37-3678
中部地域局	中部方面本部	054-644-9104	chuubou@pref.shizuoka.lg.jp	054-644-9108
富士山静岡空港 (ヘリベース)	ヘリベース	090-2771-9522 090-2771-9523 080-1602-6093	shizuokakenheri2@gmail.com	090-5853-2659 080-2663-6851

別添 4

部隊進出時間一覧

	富山県	石川県	福井県	岐阜県 統合	岐阜県	愛知県 統合	愛知県	三重県
9:00								
9:15								
9:30								
9:45								
10:00								
10:15								
10:30								
10:45								
11:00								
11:15								
11:30								
11:45								
12:00								
12:15								
12:30								
12:45								
13:00								
13:15								
13:30								
13:45								
14:00								
14:15								
14:30								
14:45								
15:00								
15:15								
15:30								

は新東名浜松SA出発時間
 は東名浜名湖SA通過・出発時間
 ※統合機動部隊が出動した県大隊は進出拠点での受付はせずに
 訓練会場へ進出する。

別添 6

映像配信スケジュール（案）

	配信時間	訓練項目（場所）	部隊	各種訓練映像の流れ
1日目	9時00分 9時30分	上空偵察 （県中部⇒県西部）	静岡県警航空隊	ヘリテレ（警察・消防関係波） ⇒静岡県防災通信班（デジタル変換） ⇒スーパーバード
1日目		上空偵察 （県中部⇒県東部）	静岡県消防防災航空隊	⇒総務省消防庁及び各消防防災機関
1日目	10時00分 10時30分	上空偵察 （御前崎市⇒浜松市）	千葉市消防局航空隊	ヘリテレ（警察・消防関係波） ⇒静岡県防災通信班（デジタル変換） ⇒スーパーバード ⇒総務省消防庁及び各消防防災機関
1日目	13時00分 16時00分	広域医療搬送訓練 （浜松基地）	浜松市消防局 画像伝送システム	浜松市消防局画像伝送システム ⇒浜松市消防局消防指令センター ⇒静岡県防災通信班 ⇒静岡県内消防防災機関
1日目	13時30分 14時00分	消火・救助訓練 （浜松基地）	岐阜県下呂市消防本部 可搬型衛星局通信支援 小隊 （地球局番号21-670）	下呂市消防本部可搬型衛星局（IP） ⇒スーパーバード（IP） ⇒山口管制局（デジタル変換） ⇒スーパーバード ⇒総務省消防庁及び各消防防災機関
1日目	14時00分 14時50分	津波漂流者救出救助 訓練 （マリンパーク御前 崎）	福井県防災航空隊	ヘリサット ⇒スーパーバード ⇒総務省消防庁（再送信） ⇒静岡県内消防防災機関
2日目	9時30分 10時00分	総合訓練 （メイン会場、仮想 磐田市）	岐阜県下呂市消防本部 可搬型衛星局通信支援 小隊 （地球局番号21-670）	下呂市消防本部可搬型衛星局（IP） ⇒スーパーバード（IP） ⇒山口管制局（デジタル変換） ⇒スーパーバード ⇒総務省消防庁 ⇒メイン会場モニター（静岡県可搬型衛星 局）
2日目	10時30分 11時00分	総合訓練 （メイン会場、仮想 島田市）	国土交通省静岡国道事 務所衛星通信車	国土交通省衛星通信車（IP） ⇒スーパーバード（IP） ⇒山口管制局（デジタル変換） ⇒スーパーバード ⇒国土交通省中部地方整備局 ⇒メイン会場モニター（静岡県可搬型衛星 局）
2日目	11時30分 12時00分	総合訓練、空中消火 訓練 （大井川河口、仮想 掛川市）	静岡県衛星通信車	静岡県衛星通信車（IP） ⇒スーパーバード（IP） ⇒山口管制局（デジタル変換） ⇒スーパーバード ⇒総務省消防庁 ⇒メイン会場モニター（静岡県可搬型衛星 局）
2日目	フリー	総合訓練 （メイン会場全体）	モバイルエンコーダー	モバイルエンコーダー（インターネット回線） ⇒総務省消防庁、各消防防災機関、メイン 会場モニター

終了式整列隊系図

本部署

- ◎ 指揮支援部隊長（名古屋市消防局）
- ◇ 名古屋市消防局指揮支援隊
- ◇◎ 千葉市消防局指揮支援隊
- ◇◎ 大阪市消防局指揮支援隊
- ◇◎ 福井県大隊
- ◇◎ 愛知県大隊
- ◇◎ 石川県大隊
- ◇◎ 三重県大隊
- ◇◎ 富山県大隊
- ◇◎ 岐阜県大隊
- ◇◎ 新北市政府消防局
- ◎ 静岡県内相互応援隊
- ◎ 牧之原市消防団
- ◎ 島田市消防団
- ◎ 陸上自衛隊第34普通科連隊
- ◎ 陸上自衛隊第12旅団第12施設隊
- ◎ 静岡県警察本部
- ◎ 国土交通省静岡国道事務所
- ◎ 静岡DMAT
- ◎ 静岡県島田建設業協会
- ◎ 静岡県レッカー事業協同組合
- ◎ 静岡県志太榛原生コンクリート協同組合
- ◎ 災害救助犬静岡

別添 7

□ プラカード
◇ 旗手

別図1 県大隊（統合機動部隊）参集訓練進出拠点会場図（案）



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図2 新東名高速道路浜松SA配置図（案）



国土地理院の2千5百分の1電子国土基本図を使用

別図3 東名高速道路浜名湖SA上り 駐車位置図（案）



国土地理院の2千5百分の1電子国土基本図を使用

別図 4 静岡県危機管理センター及び静岡ヘリポート案内図（案）



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図 5 静岡県危機管理センター配置図（案）



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図 6 静岡県中部地域局（藤枝市）案内図（案）



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図7 静岡県中部地域局（藤枝市）配置図（案）



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図8 静岡県西部地域局及び今之浦市有地（磐田市）案内図（案）



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図9 静岡県西部地域局（磐田市）配置図（案）



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図10 富士山静岡空港ヘリベース案内図(案)



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図11 航空自衛隊浜松基地会場案内図(案)



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図12 航空自衛隊浜松基地会場 基地受付案内図(案)



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図 13 航空自衛隊浜松基地会場 部隊集合場所案内図 (案)



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図 14 航空自衛隊浜松基地会場 訓練現場出動経路図 (案)



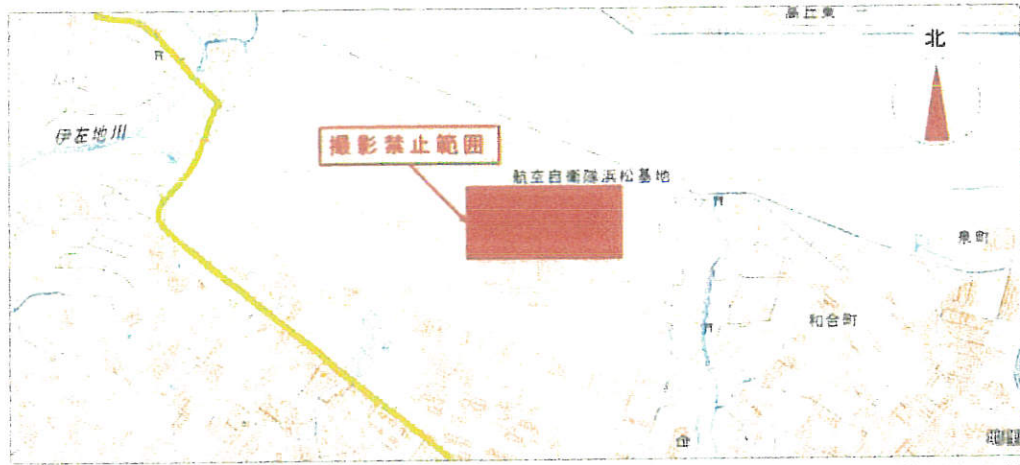
国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図 15 航空自衛隊浜松基地会場 仮想災害拠点病院走行経路図 (案)



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図 16 航空自衛隊浜松基地会場 撮影禁止範囲指定図 (案)



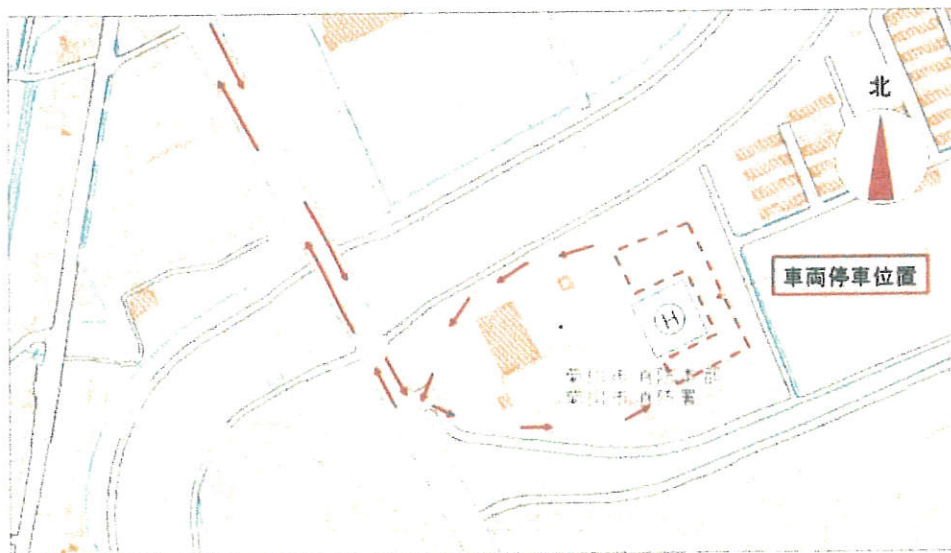
国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図 17 菊川市消防本部 案内図 (案)



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図 18 菊川市消防本部 配置図 (案)



国土地理院の2千5百分の1電子国土基本図を使用

別図 19

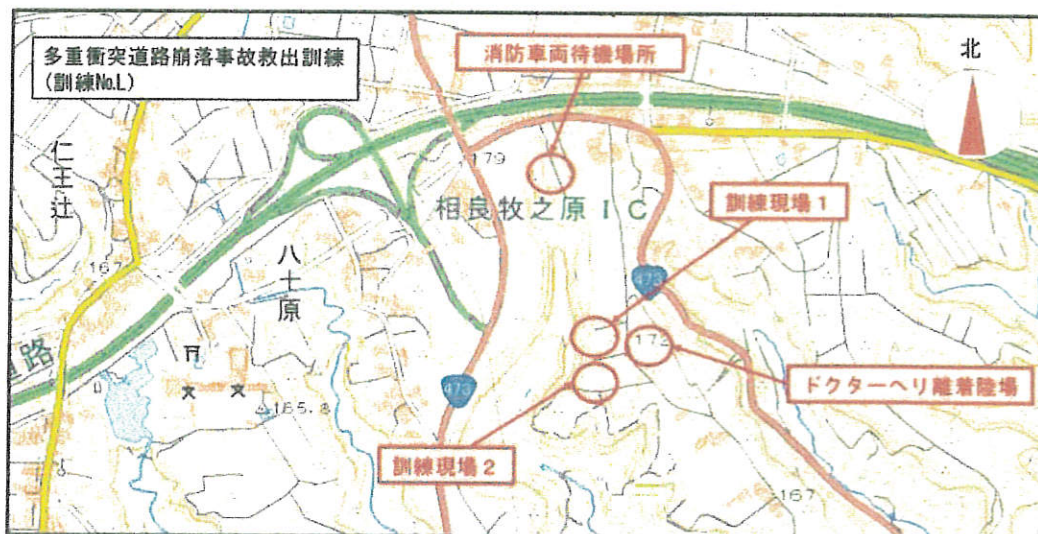
国道473号工事現場 案内図 (案)



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図 20

国道473号工事現場 配置図 (案)



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

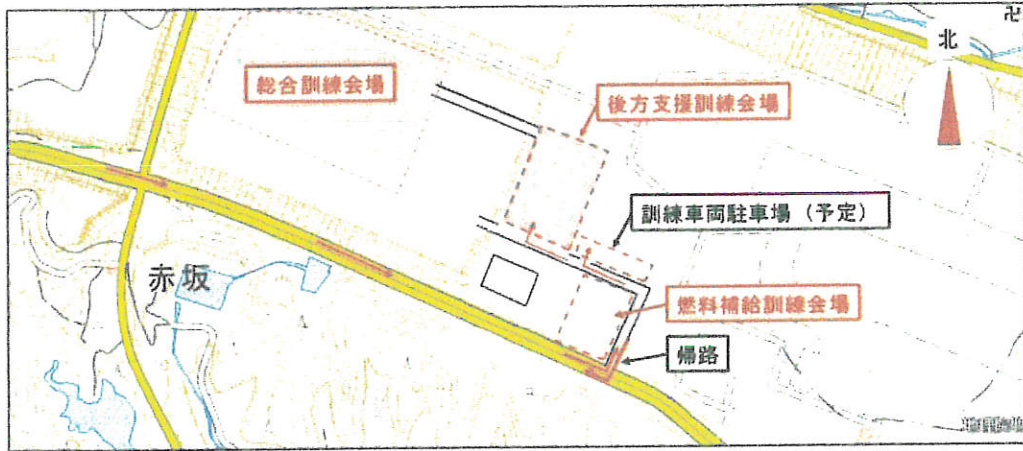
別図 21

富士山静岡空港案内図 (案)



国土地理院の20万分の1電子国土基本図を使用

別図 22 富士山静岡空港西側多目的用地 配置図 (案)



国土地理院の2万5千分の1電子国土基本図を使用

別図 23 訓練会場配置図 (案)



国土地理院の百万分の1電子国土基本図を使用